



# 三重県公報

平成18年10月31日(火)

第 1826 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (障 害 福 祉 室) 2
- 公安委規則
- 三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... (公 安 委 員 会) 20
- 三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ( 同 ) 23

### 告 示

- 有害な興行の指定..... (青少年・私学室) 26
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鉛散弾規制地域の設定を廃止する告示..... (自 然 環 境 室) 26
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による指定猟法禁止区域の指定..... ( 同 ) 26
- 鳥獣保護区の設定の一部を改正する告示..... ( 同 ) 28
- 鳥獣保護区設定の一部を改正する告示..... ( 同 ) 29
- 鳥獣保護区の設定の一部を改正する告示..... ( 同 ) 29
- 同件..... ( 同 ) 29
- 同件..... ( 同 ) 29
- 同件..... ( 同 ) 30
- 同件..... ( 同 ) 30
- 同件..... ( 同 ) 30
- 同件..... ( 同 ) 30
- 同件..... ( 同 ) 30
- 同件..... ( 同 ) 31
- 鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... ( 同 ) 31
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... ( 同 ) 31
- 鳥獣保護区の設定の一部を改正する告示..... ( 同 ) 31
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... ( 同 ) 32
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧..... ( 同 ) 32
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... ( 同 ) 33
- 同件..... ( 同 ) 33
- 鳥獣保護の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧..... ( 同 ) 33
- 銃猟禁止区域の設定の一部を改正する告示..... ( 同 ) 35
- 同件..... ( 同 ) 35
- 同件..... ( 同 ) 35
- 銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... ( 同 ) 36
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... ( 同 ) 36
- 同件..... ( 同 ) 36
- 同件..... ( 同 ) 36
- 同件..... ( 同 ) 37

|                                                                |            |    |
|----------------------------------------------------------------|------------|----|
| ○ 銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示.....                          | (自然環境室)    | 37 |
| ○ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示.....       | (同)        | 37 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 37 |
| ○ 銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示.....                          | (同)        | 37 |
| ○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示..... | (同)        | 38 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 38 |
| ○ 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出.....                           | (観光・交流室)   | 38 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 41 |
| ○ 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要.....                                 | (同)        | 43 |
| 選管告示                                                           |            |    |
| ○ 不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示.....                                | (選挙管理委員会)  | 44 |
| ○ 公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示.....                                    | (同)        | 44 |
| 公安委告示                                                          |            |    |
| ○ 警備員検定の実施.....                                                | (公安委員会)    | 44 |
| 公 告                                                            |            |    |
| ○ 一般競争入札を行う旨.....                                              | (政策総務室)    | 45 |
| ○ 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師.....                                  | (健康危機管理室)  | 47 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 48 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 48 |
| ○ 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師について公告した事項の変更.....                     | (同)        | 49 |
| ○ 予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回.....                            | (同)        | 50 |
| ○ 都市計画の変更及びその図書の縦覧.....                                        | (都市政策室)    | 51 |
| ○ 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧.....                           | (建築開発室)    | 51 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了.....                                           | (同)        | 51 |
| ○ 一般競争入札を行う旨.....                                              | (出納局)      | 52 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 53 |
| ○ 同件.....                                                      | (警察本部)     | 55 |
| 特定調達公告                                                         |            |    |
| ○ 随意契約の相手方を決定した旨.....                                          | (健康危機管理室)  | 57 |
| ○ 落札者を決定した旨.....                                               | (出納局)      | 57 |
| ○ 同件.....                                                      | (同)        | 58 |
| お知らせ                                                           |            |    |
| ○ 企画提案書の募集.....                                                | (防災対策室)    | 58 |
| ○ 同件.....                                                      | (マーケティング室) | 59 |

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月三十一日

三 重 県 知 事 野 田 聖 徳

三重県規則第九十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和十九年三重県規則第九十九号の二）の一部を次のように改正する。

第七条中「つた」を「取つた」に、「変更」を「変更」に、「替つた」を「替わつた」に、「置きおたなれば」を「置きおたなれば」に改める。

第III号様式中

也

154

5

154

現在の病状又は状態像（該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。）

1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動制止 5 罪責感 6 自殺念慮又は企図 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他 ( )

1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・  
被刺激性亢進 6 睡眠障害 7 誇大性 8 その他 ( )

1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しく奇  
異なる行為 6 その他 ( )

1 滅裂思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 衝動行為 5 自傷  
6 その他 ( )

1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 ( )

意識障害

1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱  
5 その他 ( )

## 知能障害

A 精神遲滯

1 軽度    2 中等度    3 重度

B 痴呆

1 全体的 2 まだら（島状） 3 仮性 4 その他（ ）

## 人格の病的状態

A 人格障害

1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 ( )

### B 殘遺性人格变化

1 欠陥状態    2 無関心    3 無為

4 その他 ( )

その他

A 性心理的障害

1 フェティシズム    2 サド・マゾヒズム    3 小児愛  
4 その他 (            )

B 藥物依存

1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 ( )

C アルコール症

D その他 ( )

154

第八号様式申「三重県知事 様」を「三重県知事 あて」に

を

を

42

- 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 ( )
- 意識障害
- 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )
- 知能障害
- A 精神遅滞
- 1 軽度 2 中等度 3 重度
- B 痴呆
- 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 ( )
- 人格の病的状態
- A 人格障害
- 1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 ( )
- B 残遺性人格変化
- 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他 ( )
- その他
- A 性心理的障害
- 1 フェティシズム 2 サド・マゾヒズム 3 小児愛 4 その他 ( )
- B 薬物依存
- 1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 ( )
- C アルコール症
- D その他 ( )

## 現在の精神症状

- 意識
- 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )
- 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)
- 記憶
- 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )
- 知覚
- 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )
- 思考
- 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考停止 7 強迫観念 8 その他 ( )
- 感情・情動
- 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )
- 意欲
- 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無為関心 7 その他 ( )
- 自我意識
- 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )
- 食行動
- 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
- その他の重要な症状
- 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )
- 問題行動等
- 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )
- 現在の状態像
- 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )

診断した精神保健  
指定医氏名入院を必要と認めた  
精神保健指定医氏名

|    |       |     |      |        |
|----|-------|-----|------|--------|
| 氏名 | (男・女) | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 住所 | 都道府県  | 都市区 | 町村区  |        |

|    |       |     |      |        |
|----|-------|-----|------|--------|
| 氏名 | (男・女) | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 住所 | 都道府県  | 都市区 | 町村区  |        |

|    |       |     |      |        |
|----|-------|-----|------|--------|
| 氏名 | (男・女) | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 住所 | 都道府県  | 都市区 | 町村区  |        |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 後見人又は保佐人    | 2 配偶者         |
| 3 親権を行う者      | 4 家庭裁判所が選任した者 |
| 5 その他 ( )     |               |
| [選任年月日 年 月 日] |               |

㊦

|               |       |          |
|---------------|-------|----------|
| 1 後見人又は保佐人    | 2 配偶者 | 3 親権を行う者 |
| 4 家庭裁判所が選任した者 |       |          |
| (選任年月日 年 月 日) |       |          |
| 5 その他 ( )     |       |          |

㊧

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項による入院を含む。その場合は第33条第2項入院と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。」

㊦

(第33条第2項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)

」

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)」

㊧

」

「5 現在の病状又は状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた症状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を。で囲むこと。」

㊦

「5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた症状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。」

㊧

」

「6 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」

㊦

「6 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。」

7 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人とも記載すること。

㊧

8 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合は2つとも記載すること。

」

9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を。で囲むこと。

」

紙<㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿「三重県知事 様」㊦「三重県知事 াতে」㊧「第33条第4項」㊦「第33条第7項」㊧

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1 主たる精神障害 | 2 従たる精神障害 |
|-----------|-----------|

㊦

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 主たる精神障害    | 2 従たる精神障害    |
| ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) |

㊧

|                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療保護入院の必要性<br>(患者自身の病気に対する<br>理解の程度を含め、任意<br>入院が行われる状態にな<br>いと判断した理由につい<br>て記載すること。) |
|--------------------------------------------------------------------------------------|

㊦

|                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療保護入院の必要性<br>(患者自身の病気に対する<br>理解の程度を含め、任意<br>入院が行われる状態にな<br>いと判断した理由につい<br>て記載すること。<br>(特定医師の診察により<br>入院した場合には特定医<br>師の採った措置の妥当性<br>について記載すること。) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

㊧

「入院形態を記載すること。」㊦「入院形態を記載すること(特例措置による入院を含む。その場合は「特例措置入院」と記載すること。)」㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

## 第 8 号様式の 3 (第 11 条関係)

特定医師による医療保護入院者 (第 33 条第 1 項・第 4 項) の入院届

年 月 日

三重県知事 あて

病 院 名  
所 在 地  
管理者名 印

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |         |                 |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|-----------------|
| 医 療 保 護 入 院 者                             | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | 生年月日    | 年 月 日生<br>(満 歳) |
|                                           | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (男・女)         |         |                 |
|                                           | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 都道<br>府県      | 都市<br>区 | 町村<br>区         |
| 保護者の同意により入院した年月日                          | 年 月 日<br>(午前・午後 時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 今回の入院年月日      | 年 月 日   |                 |
|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 入院形態          |         |                 |
| 病 名                                       | 1 主たる精神障害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 従たる精神障害     | 3 身体合併症 |                 |
|                                           | ICD カテゴリー ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ICD カテゴリー ( ) |         |                 |
| 生活歴及び現病歴<br>(推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。) | (陳述者氏名 続柄 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |         |                 |
| 初回入院期間                                    | 年 月 日～                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 年 月 日 (入院形態 ) |         |                 |
| 前回入院期間                                    | 年 月 日～                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 年 月 日 (入院形態 ) |         |                 |
| 初回から前回までの入院回数                             | 計 回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |         |                 |
| 現在の精神症状                                   | I 意識<br>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )<br>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)<br>III 記憶<br>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )<br>IV 知覚<br>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )<br>V 思考<br>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考<br>5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )<br>VI 感情・情動<br>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁<br>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )<br>VII 意欲<br>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷<br>5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )<br>VIII 自我意識<br>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )<br>IX 食行動<br>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) |               |         |                 |
| その他の重要な症状                                 | 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )<br>4 その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |         |                 |
| 問題行動等                                     | 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |         |                 |
| 現在の状態像                                    | 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態<br>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態<br>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態<br>10 その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |         |                 |

|                                                                    |                                                                                                        |       |    |      |                    |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|------|--------------------|
| 医療保護入院の必要性<br>患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。 |                                                                                                        |       |    |      |                    |
| 入院を必要と認めた特定医師氏名                                                    |                                                                                                        | 署名    |    |      |                    |
| 確認した精神保健指定医氏名                                                      |                                                                                                        | 署名    |    | 診察日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |
| 指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由                                              |                                                                                                        |       |    |      |                    |
| 保 護 者                                                              | 氏 名                                                                                                    | (男・女) | 続柄 | 生年月日 | 年 月 日生             |
|                                                                    | 住 所                                                                                                    | 都道府県  | 市区 | 町村区  |                    |
|                                                                    | 氏 名                                                                                                    | (男・女) | 続柄 | 生年月日 | 年 月 日生             |
|                                                                    | 住 所                                                                                                    | 都道府県  | 市区 | 町村区  |                    |
|                                                                    | 1 後見人又は保佐人      2 配偶者      3 親権を行う者<br>4 家庭裁判所が選任した者<br>(選任年月日      年      月      日)<br>5 その他 (      ) |       |    |      |                    |
| 事後審査委員会意見                                                          |                                                                                                        |       |    |      |                    |

## 記載上の留意事項

- 1  内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(第 33 条第 2 項又は特例措置による入院を含む。その場合は「第 33 条第 2 項入院」又は「特例措置入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること(第 33 条第 2 項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は 2 人とも記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合は 2 つとも記載すること。
- 10 事後審査委員会意見は病院保存分について記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

## 第 8 号様式の 4 (第 11 条関係)

特定医師による医療保護入院者 (第 33 条第 2 項・第 4 項) の入院届

年 月 日

三重県知事 あて

病 院 名  
所 在 地  
管理者名 印

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 7 項の規定により届け出ます。

なお、保護者が選任された場合、改めて同項の規定により届け出ます。

|                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                |         |                 |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------|-----------------|
| 入 院 者                                                 | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                | 生年月日    | 年 月 日生<br>(満 歳) |
|                                                       | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (男・女)                          |         |                 |
|                                                       | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 都道<br>府県                       | 郡市<br>区 | 町村<br>区         |
| 第 33 条第 2 項・第<br>4 項の入院年月日                            | 年 月 日<br>(午前・午後 時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 今回の入院年月日                       | 年 月 日   |                 |
|                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 入院形態                           |         |                 |
| 病 名                                                   | 1 主たる精神障害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 従たる精神障害                      | 3 身体合併症 |                 |
|                                                       | ICD カテゴリー ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ICD カテゴリー ( )                  |         |                 |
| 生活歴及び現病歴<br><br>〔推定発病年月、精神<br>科又は神経科受診<br>歴等を記載すること。〕 | (陳述者氏名 続柄 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                |         |                 |
| 初回入院期間<br>前回入院期間<br>初回から前回までの入院回数                     | 年 月 日～<br>年 月 日～<br>計 回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 年 月 日 (入院形態 )<br>年 月 日 (入院形態 ) |         |                 |
| 現在の精神症状                                               | I 意識<br>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )<br>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)<br>III 記憶<br>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )<br>IV 知覚<br>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )<br>V 思考<br>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考<br>5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )<br>VI 感情・情動<br>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁<br>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )<br>VII 意欲<br>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷<br>5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )<br>VIII 自我意識<br>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )<br>IX 食行動<br>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) |                                |         |                 |
| その他の重要な症状                                             | 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )<br>4 その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                |         |                 |

|                                                                                              |                                                                                                     |            |                    |         |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------|---------|--------|
| 問題行動等                                                                                        | 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )                                                                          |            |                    |         |        |
| 現在の状態像                                                                                       | 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態<br>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態<br>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態<br>10 その他 ( ) |            |                    |         |        |
| 医療保護入院の必要性<br>(患者自身の病気に<br>対する理解の程度<br>を含め、任意入院が<br>行われる状態にな<br>いと判断した理由<br>について記載する<br>こと。) |                                                                                                     |            |                    |         |        |
| 入院を必要と認めた特<br>定医師氏名                                                                          | 署名                                                                                                  |            |                    |         |        |
| 確認した精神保健指定<br>医氏名                                                                            | 署名                                                                                                  | 診 察<br>日 時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |         |        |
| 指定医が入院妥当でない<br>と判断した場合の理由                                                                    |                                                                                                     |            |                    |         |        |
| 同 意 者                                                                                        | 氏名                                                                                                  | (男・女)      | 続柄                 | 生年月日    | 年 月 日生 |
|                                                                                              | 住所                                                                                                  | 都道<br>府県   | 郡市<br>区            | 町村<br>区 |        |
| 家庭裁判所への申請日<br>(予定日を含む。)                                                                      | 年 月 日                                                                                               |            |                    |         |        |
| 事後審査委員会<br>意見                                                                                |                                                                                                     |            |                    |         |        |

## 記載上の留意事項

- 1  内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条の 4 第 2 項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見は病院保存分について記載すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

紙に印刷する「三重県知事 様」を「三重県知事 あて」に

|             |      |      |        |
|-------------|------|------|--------|
| フリガナ<br>氏 名 | 続柄   | 生年月日 | 年 月 日生 |
| (男・女)       |      |      |        |
| 住 所         | 都道府県 | 郡市区  | 町村区    |

を

|             |      |      |        |
|-------------|------|------|--------|
| フリガナ<br>氏 名 | 続柄   | 生年月日 | 年 月 日生 |
| (男・女)       |      |      |        |
| 住 所         | 都道府県 | 郡市区  | 町村区    |
| フリガナ<br>氏 名 | 続柄   | 生年月日 | 年 月 日生 |
| (男・女)       |      |      |        |
| 住 所         | 都道府県 | 郡市区  | 町村区    |

に

|              |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 主たる精神障害    | 2 従たる精神障害    | 1 主たる精神障害    | 2 従たる精神障害    |
| ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) |

を

に

|                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 社会復帰施設、在宅福祉制度<br>等の活用に関する意見 | 障害福祉サービス等の活用<br>に関する意見 |
|-----------------------------|------------------------|

を

に

3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 を

3 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人とも記載すること。

4 保護者の住所欄は、親権者が両親の場合で住所が異なる場合は2つとも記載すること。 に添付

5 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 に

紙に印刷する「三重県知事 様」を「三重県知事 あて」に

|             |      |      |        |
|-------------|------|------|--------|
| フリガナ<br>氏 名 | 続柄   | 生年月日 | 年 月 日生 |
| (男・女)       |      |      |        |
| 住 所         | 都道府県 | 郡市区  | 町村区    |

を

|             |      |      |        |
|-------------|------|------|--------|
| フリガナ<br>氏 名 | 続柄   | 生年月日 | 年 月 日生 |
| (男・女)       |      |      |        |
| 住 所         | 都道府県 | 郡市区  | 町村区    |
| フリガナ<br>氏 名 | 続柄   | 生年月日 | 年 月 日生 |
| (男・女)       |      |      |        |
| 住 所         | 都道府県 | 郡市区  | 町村区    |

に

|              |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 主たる精神障害    | 2 従たる精神障害    | 1 主たる精神障害    | 2 従たる精神障害    |
| ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) | ICDカテゴリー ( ) |

を

に

|                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 社会復帰施設、在宅福祉制度<br>等の活用に関する意見 | 障害福祉サービス等の活用<br>に関する意見 |
|-----------------------------|------------------------|

を

に

2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。 を

2 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあっては、その入院年月日）を記載すること。 に添付

3 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人とも記載すること。

4 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合は2つとも記載すること。 に

紙に印刷する「三重県知事 様」を「三重県知事 あて」に

|                                                                             |           |   |                                                                                                                             |           |   |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---|
| 「 1 主たる精神障害                                                                 | 2 従たる精神障害 | 也 | 「 1 主たる精神障害                                                                                                                 | 2 従たる精神障害 | 」 |
|                                                                             |           |   | ICDカテゴリー ( ) ICDカテゴリー ( )                                                                                                   |           |   |
| 」                                                                           |           |   | 」                                                                                                                           |           |   |
| 「 応 急 入 院 の 必 要 性<br>（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態になると判断した理由について記載すること。） |           | 也 | 「 応 急 入 院 の 必 要 性<br>（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態になると判断した理由について記載すること。<br>（特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。） |           | 」 |
| 」                                                                           |           |   | 」                                                                                                                           |           |   |

「採った」也「採つた」」 「できなかった」也「できなかつた」」

紙十叩獎保〇川也冬〇ㇿ〇」

## 第10号様式の3 (第11条関係)

特定医師による応急入院 (第 33 条の 4 第 2 項) 届

年 月 日

三重県知事 あて

病 院 名

所 在 地

管理者名

印

|                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |         |                  |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|------------------|
| 応 急 入 院 者                                                          | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               | 生年月日    | 年 月 日<br>(満 生 歳) |
|                                                                    | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (男・女)         |         |                  |
|                                                                    | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 都道<br>府県      | 郡市<br>区 | 町村<br>区          |
| 依頼をした者の入院者との関係                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |         |                  |
| 入 院 年 月 日                                                          | 年 月 日 (午前・午後 時)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |         |                  |
| 病 名                                                                | 1 主たる精神障害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 従たる精神障害     | 3 身体合併症 |                  |
|                                                                    | ICD カテゴリー ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ICD カテゴリー ( ) |         |                  |
| 生活歴及び現病歴<br>(推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)                          | (陳述者氏名 続柄 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |         |                  |
| 応急入院の必要性<br>(患者自身の病気に對する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |         |                  |
| 初回入院期間<br>前回入院期間<br>初回から前回までの入院回数                                  | 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )<br>年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )<br>計 回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |         |                  |
| 現在の精神症状                                                            | I 意識<br>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )<br>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)<br>III 記憶<br>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )<br>IV 知覚<br>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )<br>V 思考<br>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考<br>5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )<br>VI 感情・情動<br>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁<br>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )<br>VII 意欲<br>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷<br>5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )<br>VIII 自我意識<br>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )<br>IX 食行動<br>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) |               |         |                  |

|                                                                 |                                                                                                     |          |                    |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|
| その他の重要な症状                                                       | 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )<br>4 その他 ( )                                                             |          |                    |
| 問題行動等                                                           | 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )                                                                          |          |                    |
| 現在の状態像                                                          | 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態<br>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態<br>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態<br>10 その他 ( ) |          |                    |
| 応急入院を採った理由<br>(保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。 ) |                                                                                                     |          |                    |
| 入院を必要と認めた特定医師氏名                                                 | 署名                                                                                                  |          |                    |
| 確認した精神保健指定医氏名                                                   | 署名                                                                                                  | 診察<br>日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |
| 指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由                                           |                                                                                                     |          |                    |
| 事後審査委員会意見                                                       |                                                                                                     |          |                    |

## 記載上の留意事項

- 1  内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 6 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 事後審査委員会意見は病院保存分について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

紙十印癸拾〇四廿「三重県知事

様」也「三重県知事 あて」」

|           |           |                           |           |
|-----------|-----------|---------------------------|-----------|
| 1 主たる精神障害 | 2 従たる精神障害 | 1 主たる精神障害                 | 2 従たる精神障害 |
|           |           | ICDカテゴリー ( ) ICDカテゴリー ( ) |           |

|                                               |                                                                              |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 過去 6 か月間の仮退院の実績                               | 過去 6 か月間 (措置入院後 3 か月の場合は過去 3 か月間) の仮退院の実績                                    |
| 過去 6 か月間の病状又は状態像の変化の概要<br>(問題行動を中心として記載すること。) | 過去 6 か月間 (措置入院後 3 か月の場合は過去 3 か月間) の治療の内容とその結果を記載すること。<br>(問題行動を中心として記載すること。) |
| 今後の治療方針を記載すること。                               | 今後の治療方針 (再発防止への対応含む。) を記載すること。                                               |

|                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| i 多用 ii 時どき iii 殆んど不用          | i 多用 ii 時どき iii 殆んど不要          |
| i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii 殆んど不要 | i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii 殆んど不要 |

|                                                        |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
|--------------------------------------------------------|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 問題行動 (A はこれまでの、B は今後おそれある問題行動)                         |   |   | 現在の病状又は状態像 (該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を。で囲むこと。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 1 殺人<br>2 傷害<br>3 暴行<br>4 脅迫                           | A | B | 抑うつ状態<br>1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動制止 5 罪責感 6 自殺念慮又は企図 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少 9 その他 ( )<br>そう状態<br>1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 睡眠障害 7 誇大性 8 その他 ( )<br>幻覚妄想状態<br>1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しく奇異な行為 6 その他 ( )<br>精神運動興奮状態<br>1 減裂思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 衝動行為 5 自傷 6 その他 ( )<br>昏迷状態<br>1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 ( )<br>意識障害<br>1 意識混濁 2 (夜間) せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 その他 ( )<br>知能障害<br>A 精神遅滞<br>1 軽度 2 中等度 3 重度<br>B 痴呆<br>1 全体的 2 まだら (島状) 3 仮性 4 その他 ( )<br>人格の病的状態<br>A 人格障害<br>1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 ( )<br>B 残遺性人格変化<br>1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他 ( )<br>その他<br>A 性心理的障害<br>1 フェティシズム 2 サド・マゾヒズム 3 小児愛 4 その他 ( )<br>B 薬物依存<br>1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 ( )<br>C アルコール症<br>D その他の異常 ( ) |  |  |
| 5 自殺企図<br>6 自傷<br>7 不潔                                 | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
| 8 放火又は弄火<br>9 器物損壊<br>10 窃盗<br>11 侮辱<br>12 強盗<br>13 恐喝 | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
| 14 徘徊<br>15 家宅侵入                                       | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
| 16 性的異常行動<br>17 風俗犯的行動                                 | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
| 18 無断離院<br>19 無銭飲食<br>20 無賃乗車                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |
| 21 その他 ( )                                             | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |

|                               |   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|-------------------------------|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれる問題行動） |   |   | 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 1 殺人                          | A | B | <p>(現在の精神症状)</p> <p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止</p> <p>7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心</p> <p>7 その他 ( )</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させらせ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>(その他の重要な症状)</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )</p> <p>4 その他 ( )</p> <p>(問題行動等)</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>(現在の状態像)</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態</p> <p>5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態</p> <p>10 その他 ( )</p> |  |
| 2 放火                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 3 強盗                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 4 強姦                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 5 強制わいせつ                      | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 6 傷害                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 7 暴行                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 8 恐喝                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 9 強迫                          | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 10 窃盗                         | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 11 器物損壊                       | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 12 弄火又は失火                     | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 13 家宅侵入                       | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 14 詐欺等の経済的な問題行動               | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 15 自殺企図                       | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 16 自傷                         | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 17 その他 ( )                    | A | B |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |

|      |       |     |      |        |
|------|-------|-----|------|--------|
| フリガナ |       | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 氏 名  | (男・女) |     |      |        |
| 住 所  | 都道府県  | 郡市区 | 町村   | 区      |

|     |       |     |      |        |
|-----|-------|-----|------|--------|
| 氏 名 | (男・女) | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 住 所 | 都道府県  | 郡市区 | 町村   | 区      |
| 氏 名 | (男・女) | 続柄  | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 住 所 | 都道府県  | 郡市区 | 町村   | 区      |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 後見人又は保佐人    | 2 配偶者         |
| 3 親権を行う者      | 4 家庭裁判所が選任した者 |
| 5 その他 ( )     |               |
| 〔選任年月日 年 月 日〕 |               |

|               |       |          |
|---------------|-------|----------|
| 1 後見人又は保佐人    | 2 配偶者 | 3 親権を行う者 |
| 4 家庭裁判所が選任した者 |       |          |
| (選任年月日 年 月 日) |       |          |
| 5 その他 ( )     |       |          |

「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には（第33条第2項による入院を含む。）、順に記載すること。」

- 「2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項又は特例措置による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。  
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。」
- 「7 現在の病状又は状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。」
- 「7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。」
- 「10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」
- 「10 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人とも記載すること。  
11 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合は2つとも記載すること。  
12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。」
- 紙十印獎給る田也終るものト給ふ事

## 第10号様式の5（第11条関係）

## 医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

三重県知事 あて

病 院 名  
所 在 地  
管理者名

印

|                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |         |                |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|----------------|
| 医 療 保 護 入 院 者                                     | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               | 生年月日    | 年 月 日<br>(満 歳) |
|                                                   | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (男・女)         |         |                |
|                                                   | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 都道<br>府県      | 郡市<br>区 | 町村<br>区        |
| 医療保護入院年月日<br>(第33条第1項による入院)                       | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 今回の入院年月日      | 年 月 日   |                |
| 前回の定期報告年月日                                        | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |               |         |                |
| 病 名                                               | 1 主たる精神障害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2 従たる精神障害     | 3 身体合併症 |                |
|                                                   | ICD カテゴリー ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ICD カテゴリー ( ) |         |                |
| 生活歴及び現病歴<br>〔推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。〕         | (陳述者氏名 続柄 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |         |                |
| 初回入院期間<br>前回入院期間<br>初回から前回までの入院回数                 | 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )<br>年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )<br>計 回                                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |         |                |
| 過去12か月間の外泊の実績                                     | 1不定期 2定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |         |                |
| 過去 12 か月間の治療内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |         |                |
| 症 状 の 経 過                                         | i 悪化傾向 ii 動揺傾向 iii 不変 iv 改善傾向                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |         |                |
| 今後の治療方針を記載すること (患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について)。      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |         |                |
| 現在の精神症状                                           | I 意識<br>1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )<br>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)<br>III 記憶<br>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )<br>IV 知覚<br>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )<br>V 思考<br>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考<br>5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )<br>VI 感情・情動<br>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁<br>5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )<br>VII 意欲<br>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 |               |         |                |

|           |                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の重要な症状 | 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )                                                                         |
|           | VIII 自我意識<br>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )                                                          |
|           | IX 食行動<br>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )                                                                  |
|           | 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )<br>4 その他 ( )                                                             |
| 問題行動等     | 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )                                                                          |
| 現在の状態像    | 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態<br>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態<br>7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態<br>10 その他 ( ) |

|             |       |
|-------------|-------|
| 本報告に係る診察年月日 | 年 月 日 |
|-------------|-------|

|               |    |
|---------------|----|
| 診断した精神保健指定医氏名 | 署名 |
|---------------|----|

|       |                                                                       |       |    |      |        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|-------|----|------|--------|
| 保 護 者 | 氏名                                                                    | (男・女) | 続柄 | 生年月日 | 年 月 日生 |
|       | 住所                                                                    | 都道府県  | 市区 | 町村区  |        |
|       | 氏名                                                                    | (男・女) | 続柄 | 生年月日 | 年 月 日生 |
|       | 住所                                                                    | 都道府県  | 市区 | 町村区  |        |
|       | 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者<br>4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日)<br>5 その他 ( ) |       |    |      |        |

|           |
|-----------|
| 審 査 会 意 見 |
|-----------|

|         |
|---------|
| 都道府県の措置 |
|---------|

## 記載上の留意事項

- 1  内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第 33 条第 2 項又は特例医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 2 項入院」、「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 4 第 2 項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は 2 人とも記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合は 2 つとも記載すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第十一号様式中「三重県知事様」を「三重県知事 あて」に改め、「規格A4」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公 安 委 員 会 規 則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十月三十一日

三重県公安委員会委員長      水      谷      令      子

三重県公安委員会規則第十四号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改める。

第二十三条中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。

第十四号様式及び第十四号様式の二を次のように改める。

第14号様式 (第17条関係)

8.3 cm

( 1 面 )

5.3 cm

5.3 cm

8.56 cm  
(裏表紙)

5.4 cm

5.4 cm

写 真

事業所名

所在地

安全運転管理者名

年 月 日 生

第 号

上記の者は、道路交通法第74条の3第1項による安全運転管理者として届出済であることを証明する。

年 月 日

三重県公安委員会

講 習 記 録

年月日

記事

年月日

記事

確認印

確認印

(注) 1 解任されたときは、本証は届出警察署を通じて返納すること。  
2 本証を紛失、破損等したときは、届出警察署に申し出て再交付を受けること。  
3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。

安全運転管理者証

(表紙)

- 備考
- (2面)
- 1 表紙は青色とし、日章と文字は金色とする。

2 1面及び2面の用紙は、洋紙とすること。

3 表紙の裏面に1面の用紙をはり付け、裏表紙の裏面が2面になるようにすること。

4 表紙及び裏表紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとし、1面及び2面の大きさは、縦5.3センチメートル、横8.3センチメートルとすること。

第14号様式の2 (第17条関係)

| 8. 3 cm<br>( 1 面 ) |  | 8. 56 cm<br>(裏表紙) |  |
|--------------------|--|-------------------|--|
| 5. 3cm             |  | 5. 4cm            |  |
| 5. 3cm             |  | 5. 4cm            |  |

写 真

事業所名  
所在地  
副安全運転管理者名

年 月 日 生

第 号

副安全運転管理者証

上記の者は、道路交通法第74条の3第4項による副安全運転管理者として届出済であることを証明する。

年 月 日 三重県公安委員会 印

講 習 記 録

| 年月日 | 記 事 | 年月日 | 記 事 |
|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |

(注) 1 解任されたときは、本証は届出警察署を通じて返納すること。  
2 本証を紛失、破損等したときは、届出警察署に申し出て再交付を受けること。  
3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。

(表紙)

(2面)

- 備考
- 表紙は青色とし、日章と文字は金色とする。
  - 1面及び2面の用紙は、洋紙とすること。
  - 表紙の裏面に1面の用紙をはり付け、裏表紙の裏面が2面になるようにすること。
  - 表紙及び裏表紙の大きさは、縦 5.4 センチメートル、横 8.56 センチメートルとし、1面及び2面の大きさは、縦 5.3 センチメートル、横 8.3 センチメートルとすること。

第十七号様式中「~~第74条の2第6項~~」を「~~第74条の3第6項~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定により交付されている安全運転管理者証及び副安全運転管理者証は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて交付された安全運転管理者証及び副安全運転管理者証とみなす。

三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年十月三十一日

三重県公安委員会委員長      水      谷      令      子

三重県公安委員会規則第十五号

三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成十四年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同条第二号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第四号」に改める。

第三条中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改め、同条第三号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第四号」に改める。

第九条中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改める。

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

8.56cm  
(裏表紙)

5.4cm

5.4cm

  
安全運転管理者証

8.3cm  
(1 面)

5.3cm

5.3cm

写 真

事業所名  
所在地  
安全運転管理者名

第 号

年 月 日生

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に  
関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適  
用される道路交通法第74条の3第1項の規定による  
安全運転管理者として申請済であることを証明する。

年 月 日

三重県公安委員会

印

講習記録

| 年月日 | 記 事 | 確認印 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

(注)1 解任されたときは、本証は申請警察署を通じて返納すること。  
2 本証を紛失、破損等したときは、申請警察署に申し出て再交  
付を受けること。  
3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。

(表紙)

(2 面)

備考

- 1 表紙はえび茶色とし、日章と文字は金色とする。
- 2 1 面及び 2 面の用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に 1 面の用紙をはり付け、裏表紙の裏面が 2 面になるようにすること。
- 4 表紙及び裏表紙の大きさは、縦 5.4 センチメートル、横 8.56 センチメートルとし、1 面及び 2 面の大きさは、縦 5.3 センチメートル、横 8.3 センチメートルとすること。

第 4 号様式 (第 4 条関係)

8.56cm  
(裏表紙)

写 真

事業所名  
所在地  
副安全運転管理者名

年 月 日

5.4cm

5.4cm

副 安 全 運 転 管 理 者 証

8.3cm  
(1 面)

第 号

年 月 日 生

5.3cm

5.3cm

講 習 記 録

| 年月日 | 記 事 | 確認印 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

(注) 1 解任されたときは、本証は申請警察署を通じて返納すること。  
2 本証を紛失、破損したときは、申請警察署に申し出て再交付を受けること。  
3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡したりしないこと。

(表紙)

(2 面)

備考

- 1 表紙はえび茶色とし、日章と文字は金色とする。
- 2 1 面及び 2 面の用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に 1 面の用紙をはり付け、裏表紙の裏面が 2 面になるようにすること。
- 4 表紙及び裏表紙の大きさは、縦 5.4 センチメートル、横 8.56 センチメートルとし、1 面及び 2 面の大きさは、縦 5.3 センチメートル、横 8.3 センチメートルとすること。

紙や印刷物に「第74条の2第6項」や「第74条の3第6項」に於ける。

を記す

- 1 この要綱が、公布の日から起算する。
- 2 この要綱の施行の際に於ける三重県自動車運送代行業の業務の適正化に關する法律施行規則の規定により改められたる安全運転管理規程及び副安全運転管理規程は、公布後の三重県自動車運送代行業の業務の適正化に關する法律施行規則の規定に準じて改められた安全運転管理規程及び副安全運転管理規程とみなす。

## 告 示

### 三重県告示第702号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

| 番号  | 区 分 | 興 行 名                   | 配 給 会 社 名 等 | 指 定 年 月 日       | 指 定 理 由                                        |
|-----|-----|-------------------------|-------------|-----------------|------------------------------------------------|
| 97  | 映画  | 白衣と老人 覗きぬれぬれ            | 新 日 本 映 像   | 平成18年<br>10月31日 | 著しく性的感情を刺激するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。 |
| 98  | 映画  | 痴漢電車 濡れ初めは夢心地           | オ ー ビ ー 映 画 |                 |                                                |
| 99  | 映画  | 新日本ニュース<br>白衣と老人 覗きぬれぬれ | 新 日 本 映 像   |                 |                                                |
| 100 | 映画  | 催眠エクスタシー<br>覗かれた性交癖     | オ ー ビ ー 映 画 |                 |                                                |
| 101 | 映画  | 悶絶 ほとばしる愛欲              | 新 東 宝 映 画   |                 |                                                |

### 三重県告示第703号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鉛散弾規制地域の設定（平成12年三重県告示第524号）を廃止し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

### 三重県告示第704号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定猟法禁止区域を指定しました。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

#### 第 1

- 1 名称  
鳥羽市麻生浦湾指定猟法禁止区域
- 2 禁止する猟法の種類  
鉛製散弾を使用した猟法
- 3 区域

鳥羽市浦村町今村地内、県道鳥羽阿児線と市道浦村松尾線との交点を起点として、麻生浦湾に架かる麻生浦大橋から同県道を東へ進み同県道と市道本浦線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み同市道と苔ヶ瀬農道との交点に至り、同所から同農道を南へ進み春尻川の橋を経て、海岸堤防沿いに西へ進みさらに海岸沿いを苔ヶ瀬川河口の橋を経て市道奥山線を北へ進み同市道と海岸護岸道路の交点に至り、同所から同護岸道路を西へ進み大渦農道との交点に至り、同所から真菰川に架かる橋を経て同農道を北へ進み市道浦村松尾

線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

第 2

1 名称

鳥羽市志摩市の矢湾指定猟法禁止区域

2 禁止する猟法の種類

鉛製散弾を使用した猟法

3 区域

鳥羽市堅子町地内、鳥羽市と志摩市との境界線と県道鳥羽磯部線との交点を起点とし、太田橋を経て同県道を東に進み同県道と市道畔蛸・堅子線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み市道畔蛸・千賀線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み県道鳥羽磯部線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み長浜橋を経て鳥羽磯部漁協畔蛸支所の前に至り、同所から朝利ヶ浜の海岸堤を東へ進み海岸線に沿って池尻港の海岸堤を経て字石取から見崎の海岸沿いを東方向に進み菅崎園地の海沿いを通り菅崎の先端に至り、同所から海上を南に進み安乗灯台に至り、同所から海岸線に沿って志摩市阿児町安乗地区、同市阿児町国府地区を進み旧阿児町と旧磯部町との境界線に至り、同所から同境界線を海上に沿って北に進み鳥羽市と志摩市の境界線との交点に至り、同所から同境界線上を西に進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

第 3

1 名称

南伊勢町五ヶ所湾指定猟法禁止区域

2 禁止する猟法の種類

鉛製散弾を使用した猟法

3 区域

度会郡南伊勢町相賀浦地内、止ノ鼻を起点として、同所から海岸線を北に同町磯浦地区、迫間浦地区へ進み内瀬地区の伊勢路川銃猟禁止区域の南端境界部に至り、同所から同銃猟禁止区域境界線に沿って海上を北東に進み同銃猟禁止区域東端境界部に至り、同所から海岸線を東に進み船越地区、中津浜浦地区、五ヶ所浦地区の五ヶ所大橋に至り、同所から海岸線を進み飯満地区、泉地区の白雲橋に至り、同所から海岸線を進み神津佐地区の神津佐大橋に至り、同所から海岸線を進み下津浦地区の御津木橋に至り、同所から海岸線を進み木谷地区、宿浦地区を進み田曾浦地区において田曾岬に至り、同所から海上を北西に進み起点に至る一円の区域（ただし、区域のうち海上のみとし、離島は除く。）

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

第 4

1 名称

志摩市伊雑ノ浦指定猟法禁止区域

2 禁止する猟法の種類

鉛製散弾を使用した猟法

3 区域

志摩市磯部町迫間地内、県道南勢磯部線磯部橋東詰を起点として、同所から同県道を東に進み市道飯浜の矢線との交点に至り、同所から同市道を南に進み途中北に進み再び県道南勢磯部線との交点に至り、同所から同県道を東に進み県道鳥羽阿児線との交点に至り、同所から同県道を南に進み矢湾大橋南詰と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西に進み途中南南西に進み日出川河口西岸に至り、同所から同川を南に進み市道坂崎中央本線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道黒岩第1支線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み再び県道磯部大王線との交点に至る20m手前で右折し、穴川殖産株式会社養魚場に架かる橋を渡り海岸線に至り、同所から同海岸線を東に進み途中北に進み更に西に700m進み水田と湿地との境界に至り、同所から同境界を南南東に150m進み途中南西に進み県道磯部大王自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道磯部大王線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道南勢磯部線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起

点に至る一円の区域

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

第5

1 名称

尾鷲市元須賀利指定猟法禁止区域

2 禁止する猟法の種類

鉛製散弾を使用した猟法

3 区域

尾鷲市須賀利町地内、沢崎の南端を起点として、海岸線を北西に進みのちに北に進み、大池に隣接する海岸に至り、同所から海岸線を西に進み小池に隣接する海岸に至り、同所から海岸線を南に進みのちに南西に80m進み、海岸線と稜線との交点に至り、同所から稜線を西に進みのちに北北西に進みさらに北東に進み、山頂（標高214.0m）に至り、同所から稜線を東に進み山頂（標高254.2m）に至り、同所から稜線を北東に進み同稜線と尾鷲市と紀北町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同境界線と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南南西に進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

第6

1 名称

御浜町上市木指定猟法禁止区域

2 禁止する猟法の種類

鉛製散弾を使用した猟法

3 区域

南牟婁郡御浜町大字志原と同町大字上市木の境界線と県道鵜殿熊野線との交点を起点として、同所から同県道を南西に進み町道大平砂方線との交点に至り、同所から同町道を北西に1,150m進み同町道と稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に250m進み同町大字神木と同町大字志原と同町大字上市木の境界線の交点に至り、同所から同町大字志原と同町大字上市木の境界線を東に進みのちに南東に進み、起点に至る一円の地域

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

第7

1 名称

伊賀市槇山滝谷池指定猟法禁止区域

2 禁止する猟法の種類

鉛製散弾を使用した猟法

3 区域

伊賀市槇山地内、市道政所滝谷線の終点を起点として、同所から滝谷池の堤体を南に進み同池の余水吐の減勢工に至り、同所から滝谷池管理道路を西に進み林道新田線との交点に至り、同所から同林道を北に進み林道滝谷線との交点に至り、同所から同林道を東に進み起点に至る一円の区域

4 存続期間

平成18年11月1日から無期限

三重県告示第705号

鳥獣保護区の設定（昭和41年三重県告示第413号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事      野      呂      昭      彦

2 及び 3 を次のように改める。

2 区域

伊勢市朝熊山レストハウスを起点として、同所から北西に進み伊勢市朝熊町字谷道261番地1に至り、同所か

ら北東に進み同町字猪見岩190番地に至り、同所から東に進み同町字坊主岩45番地に至り、同所から三重県観光開発株式会社所有地と民有地との境界線を南東に進み同町字六本杉37番地に至り、同所から伊勢市と鳥羽市との境界線を南南西に進み朝熊山スカイラインに至り、同所から同道を西に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

三重県告示第706号

鳥獣保護区設定（昭和45年三重県告示第748号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 を次のように改める。

1 名称

津市白山町二本木鳥獣保護区

2 中「一志郡白山町大字二本木地内」を「津市白山町二本木地内」に改める。

三重県告示第707号

鳥獣保護区の設定（昭和48年三重県告示第637号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1 中 1 を次のように改める。

1 名称

津市美杉町君ヶ野ダム鳥獣保護区

第 1 の 2 中「一志郡美杉村大字八手俣地内」を「津市美杉町八手俣地内」に改める。

第 2 を削り、第 3 を第 2 とし、第 4 を削る。

三重県告示第708号

鳥獣保護区の設定（昭和51年三重県告示第643号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1 を削る。

第 2 の 2 中「国道260号線」を「、町道押渕大江線」に、「同国道」を「同町道」に改め、第 2 中 3 を次のように改め、第 2 を第 1 とする。

3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第 3 中 1 を次のように改める。

1 名称

いなべ市員弁東部鳥獣保護区

第 3 の 2 中「市道桑名員弁線」を「国道421号線」に、「同市道」を「同国道」に改め、「同町字岡山地内」を削り、「同市員弁町と桑名市多度町の境界線」を「旧員弁町と旧多度町の境界線」に改め、第 3 中 3 を次のように改め、第 3 を第 2 とする。

3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

三重県告示第709号

鳥獣保護区の設定（昭和52年三重県告示第681号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第2中1を次のように改める。

## 1 名称

津市芸濃町横山池鳥獣保護区

第2の2中「安芸郡芸濃町棕本地内町道新横山目細線」を「津市芸濃町棕本地内、市道新横山目細線」に、「同町殿町地内」を「同市芸濃町林地内」に、「町道新横山線」を「市道新横山線」に、「同町道」を「同市道」に、「同町中縄地内」を「同市芸濃町中縄地内」に、「町道北横山西野線」を「市道北横山西野線」に、「町道藤迺井上興1号線」を「市道藤迺井上興1号線」に、「町道新横山目細線との」を「市道新横山目細線との」に改める。

## 三重県告示第710号

鳥獣保護区の設定（昭和56年三重県告示第500号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第1中1を次のように改める。

## 1 名称

津市久居南東部鳥獣保護区

第1の2中「久居市新町字東口地内」を「津市久居新町字東口地内」に、「同市井戸山町字大口新開地内」を「同市久居井戸山町字大口新開地内」に、「久居市と津市の境界線」を「旧久居市と旧津市の境界線」に、「同市元町字垣内地内」を「同市久居元町字垣内地内」に改める。

## 三重県告示第711号

鳥獣保護区の設定（昭和58年三重県告示第577号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第2の2中「一志郡美杉村大字川上字平倉」を「津市美杉町川上字平倉」に改める。

第3中1を次のように改める。

## 1 名称

津市安濃町中央鳥獣保護区

第3の2中「安芸郡安濃町大字野口地内」を「津市安濃町野口地内」に、「町道野口栗加線」を「市道野口栗加線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道栗加井上線」を「市道栗加井上線」に改める。

第5から第7までを削り、第8を第5とし、第9を削り、第10を第6とする。

## 三重県告示第712号

鳥獣保護区の設定（昭和59年三重県告示第498号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第3を削り、第4を第3とする。

第5中1を次のように改める。

## 1 名称

紀宝町鳥獣保護区

第5の2中「紀宝町と鵜殿村の境界線」を「旧紀宝町と旧鵜殿村の境界線」に改め、第5を第4とする。

## 三重県告示第713号

鳥獣保護区の設定（昭和61年三重県告示第490号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1 中 1 を次のように改める。

1 名称

津市白山町南青山高原鳥獣保護区

第 1 の 2 中「一志郡白山町伊勢見地内」を「津市白山町伊勢見地内」に、「町道伊勢見20号線」を「市道伊勢見20号線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道伊勢見34号線」を「市道伊勢見34号線」に、「町道伊勢見27号線」を「市道伊勢見27号線」に、「町道伊勢見16号線」を「市道伊勢見16号線」に改める。

第 1 中 4 を次のように改める。

4 存続期間

平成18年11月 1 日から平成28年10月31日まで

第 2 を削る。

---

三重県告示第714号

鳥獣保護区の設定（昭和62年三重県告示第528号）の一部を次のように改正し、平成18年11月 1 日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 5 中 1 を次のように改める。

1 名称

津市白山町四季の里鳥獣保護区

第 5 の 2 中「一志郡白山町大字上ノ村地内」を「津市白山町上ノ村地内」に、「大字垣内字北布引」を「同市白山町垣内字北布引」に、「大字上ノ村字黒ン坊」を「同市白山町上ノ村字黒ン坊」に改める。

---

三重県告示第715号

鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（昭和63年三重県告示第500号）の一部を次のように改正し、平成18年11月 1 日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 2 中 1 を次のように改める。

1 名称

津市芸濃町安濃ダム鳥獣保護区

第 2 の 2 中「安芸郡芸濃町河内地内」を「津市芸濃町河内地内」に、「町道錫杖湖対岸道路線」を「市道錫杖湖対岸道路線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

---

三重県告示第716号

鳥獣保護及び狩猟二関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成 6 年三重県告示第471号）の一部を次のように改正し、平成18年11月 1 日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 5 中 1 を次のように改める。

1 名称

津市久居中北部鳥獣保護区

第 5 の 2 中「久居市稲葉町地内」を「津市稲葉町地内、」に、「久居市と美里村の境界線」を「旧久居市と旧美里村の境界線」に、「津市との境界線」を「旧津市との境界線」に、「赤みちとの」を「赤道との」に、「同赤みち」を「同赤道」に改める。

---

三重県告示第717号

鳥獣保護区の設定（平成 9 年三重県告示第1051号）の一部を次のように改正し、平成18年11月 1 日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野 呂 昭 彦

第1中1を次のように改める。

## 1 名称

多気町丹生鳥獣保護区

第1の2中「村管理普通河川鳴谷川」を「町管理普通河川鳴谷川」に、「勢和村と多気町の境界」を「多気町丹生と同町津留の境界」に、「村道丹生峠線」を「町道丹生峠線」に、「同村道」を「同町道」に、「村道花岡・長谷谷2号線」を「町道花岡・長谷谷2号線」に、「村道13号線」を「町道13号線」に、「村道古江丹生線」を「町道古江丹生線」に、「村道色太丹生線」を「町道色太丹生線」に、「村道中尾谷線」を「町道中尾谷線」に、「村道鳴谷線」を「町道鳴谷線」に改める。

## 三重県告示第718号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成13年三重県告示第547号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野 呂 昭 彦

第1中1を次のように改める。

## 1 名称

津市久居中部鳥獣保護区

第1の2中「久居市戸木町字機の前地内」を「津市戸木町字機の前地内」に、「津市との行政境界線」を「旧津市との境界線」に改める。

## 三重県告示第719号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定しました。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野 呂 昭 彦

## 第1

## 1 名称

津市榑原北部休猟区

## 2 区域

津市榑原町字鬼川地内、安子谷川と大洞林道との交点を起点として、同所から安子谷川及び安子谷林道沿いに西南へ進み同市榑原町字笠松山の薬火林道との交点に至り、同所から同林道を北へ進み県道青山高原公園線との交点に至り、同所から同県道沿いを東へ進み谷との交点に至り、同所から同谷を南へ進み大洞林道との交点に至り、同所から同林道を東へ進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 第2

## 1 名称

津市芸濃町南部休猟区

## 2 区域

津市芸濃町椋本字墓澤地内、県道津関線と市道椋本安西線の交点を起点として、同県道を東へ進み近畿自動車道伊勢関線との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み旧芸濃町と旧津市との境界線の交点に至り、同所から旧芸濃町と旧安濃町との境界線を西に進み同境界線と県道津芸濃大山田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道椋本安西線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 第3

- 1 名称  
津市河芸町黒田休猟区

- 2 区域  
津市河芸町北黒田地内、国道306号線と市道河芸環状線との交点を起点として、同所から同市道を東に進み市道久知野赤部線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道三行上野線との交点に至り、同所から同県道を東に進み伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み国道306号線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一円の区域

- 3 存続期間  
平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 第 4

- 1 名称  
大紀町藤木屋休猟区

- 2 区域  
度会郡大紀町永会字藤木屋地内、町道桑木野中出沖線と県道度会大宮線との交点を起点として、同所から東方へ同県道沿いに約2.2km進みS字カ - ブと山の尾根の交点に至り、同所から尾根に沿って北東に約1.3km進み度会郡度会町との境界線の交点（標高689m山頂）に至り、同所から同境界線を南方へ進み、藤越峠の頂上を経て南へさらに進み度会郡南伊勢町との境界線の交点（標高784m山頂）に至り、同所から同境界線を南西へ進み藤坂峠を経てさらに西へ進み大阪セメント三重鉱業所に至り、同所を北方谷沿いに進み林道奥西河内線に至り、同所から同林道を北東へ進み県道南島大宮大台線との交点に至り、同所から同県道を北方へ進み町道桑木野中出沖線との交点に至り、同所から同町道沿いに北方へ約0.2km進み起点に至る一円の区域

- 3 存続期間  
平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 三重県告示第720号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧（平成16年三重県告示第811号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

- 1 を次のように改める。

- 1 名称  
津市芸濃町北部休猟区
- 2 中「安芸郡芸濃町大字中縄地内」を「津市芸濃町中縄地内」に、「町道中縄町中線」を「市道中縄町中線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道藤廻井上興1号線」を「市道藤廻井上興1号線」に、「町道北横山西野線」を「市道北横山西野線」に、「町道新横山線」を「市道新横山線」に、「町道興1号線」を「市道興1号線」に、「町道林忍田線」を「市道林忍田線」に、「町道石山忍田線」を「市道石山忍田線」に改める。

## 三重県告示第721号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による休猟区の指定及びその区域図面の縦覧（平成17年三重県告示第904号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

- 1 を次のように改める。

- 1 名称  
津市芸濃町河内休猟区
- 2 中「安芸郡芸濃町河内地内」を「津市芸濃町河内地内」に、「美里村大字平木地内」を「同市美里町平木地内」に、「芸濃町と美里村の境界線」を「旧芸濃町と旧美里村の境界線」に改める。

## 三重県告示第722号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり

銃猟禁止区域を指定しました。

なお、区域図面は、三重県環境森林部自然環境室及び各農林（水産）商工環境事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂 昭彦

第1

1 名称

亀山市川崎銃猟禁止区域

2 区域

亀山市辺法寺町地内、安楽川に架かる東名阪自動車道安楽川橋右岸橋詰を起点として、東名阪自動車道を北東に進み八島川左岸との交点に至り、同所から同川左岸に沿って南（下流）へ進み北勢広域営農団地農道（通称フラワーロード）との交点に至り、同所から同農道を東に進み貢橋を渡り、亀山市川崎町地内で県道西庄内高塚線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み亀山市と鈴鹿市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み市道能褒野1号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道能褒野西線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み市道徳原能褒野線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み御幣川に架かる金瀬橋東詰に至り、同所から同川左岸を南（下流）へ進み安楽川左岸との合流点に至り、同所から同川左岸に沿って東（下流）へ進み県道名越長明寺線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み亀山市田村町地内で県道長明寺井田川停車場線との交点に至り、同所から県道名越長明寺線を西へ進み国道306号線との交点に至り、同所から同国道を北西へ進み安楽川に架かる安楽橋南詰に至り、同所から同川右岸に沿って西（上流）へ進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第2

1 名称

桑名市下深谷部銃猟禁止区域

2 区域

桑名市大字播磨地内、市道坂井多度線と旧桑名市と旧多度町の境界線との交点を起点として、同所から同境界線を北東に進み近鉄養老線との交点に至り、同所から近鉄養老線を南東に進み東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み市道上之輪嘉例川線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道大山田播磨線の交点に至り、同所から同市道を西に進み市道播磨筒尾線の交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道坂井多度線の交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第3

1 名称

松阪市総合運動公園銃猟禁止区域

2 区域

松阪市豊原町地内、県道松阪環状線と県道御麻生園・豊原線との交点（豊原南信号）を起点として、同県道を南に進み市道山添2号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道伊賀町山添線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山添下蛸路線との交点に至り、同所から同市道を西に進みＪＲ紀勢本線との交点（紀勢本線徳和・多気間牧内架道橋）に至り、同所から同本線を北西に進み市道上川道4号線との交点（紀勢本線徳和・多気間大垣架道橋）に至り、同所から同市道を北に進み県道松阪環状線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る一円の区域

3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第4

1 名称

明和町南部第2銃猟禁止区域

2 区域

多気郡明和町蓑村地内、県道鳥羽松阪線と度会郡玉城町と明和町の境界線の交点を起点として、同境界線

を南西に進み惣田池の堤の交点に至り、同所から同堤を西に進み農道池村農112との交点に至り、同所から同農道を北に進み町道斎宮池・東池村線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道有爾中・東池村線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道有爾中・有爾中神社線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道有爾中36号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道有爾中2号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道修正小学校養村線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道鳥羽松阪線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 第 5

## 1 名称

玉城町北部銃猟禁止区域

## 2 区域

度会郡玉城町世古地内、県道田丸停車場斎明線（通称サニロード）と多気郡明和町との境界線を起点として、同県道を南へ進み町道矢野玉川線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み町道上玉川茶屋線との交点に至り、同所から同町道を西へ進み玉城町上玉川地内の吉祥寺池堤に至り、同所から同池の周回道路を北西に約400m進み同池の北端に至り、同所から更に北西方向に約180m進み明和町との境界線との交点（明和町池村地内惣田池）に至り、同所から同境界線を北へ進み途中明和町有爾中付近で東に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成18年11月1日から平成23年10月31日まで

## 第 6

## 1 名称

伊賀市御代銃猟禁止区域

## 2 区域

伊賀市柏野地内、国道25号線と市道柏野川東線との交点を起点として、同所から同国道を東に進み県道伊賀甲南線との交点に至り、同所から同県道を南に進み名阪国道との交点に至り、同所から同国道を西に進み市道柏野川東線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る一円の区域

## 3 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 三重県告示第723号

銃猟禁止区域の設定（昭和48年三重県告示第575号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第4の2中「同郡宮川村園地内」を「同町園地内」に、「同村道新大杉谷線」を「町道新大杉谷線」に、「同村道」を「同町道」に、「同郡大台町佐原地内」を「同町佐原地内」に改める。

## 三重県告示第724号

銃猟禁止区域の設定（昭和52年三重県告示第651号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第1の2中「津市窪田地内」を「津市大里窪田町地内」に、「安芸郡安濃町地内」を「同市安濃町内多地内」に、「津市野崎地内」を「同市野崎地内」に改める。

## 三重県告示第725号

銃猟禁止区域の設定（昭和54年三重県告示第488号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂 昭彦

第2中1を次のように改める。

1 名称

津市久居南部銃猟禁止区域

第2の2中「久居市新町地内」を「津市久居新町地内」に、「久居市元町地内」を「同市久居元町地内」に、「久居市羽野地内」を「同市戸木町羽野地内」に改める。

三重県告示第726号

銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（昭和63年三重県告示第506号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂 昭彦

第3中1を次のように改める。

1 名称

津市河芸町千里ヶ丘銃猟禁止区域

第3の2中「安芸郡河芸町東千里地内」を「津市河芸町東千里地内」に、「町道東千里・千里ヶ丘線」を「市道東千里・千里ヶ丘線」に、「町道千里ヶ丘中世古停車場線」を「市道千里ヶ丘中世古停車場線」に改める。

三重県告示第727号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成2年三重県告示第548号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂 昭彦

第1中1を次のように改める。

1 名称

津市須ヶ瀬銃猟禁止区域

第1の2中「一志町との境界線」を「旧一志町との境界線」に改める。

三重県告示第728号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及び区域図面の縦覧（平成4年三重県告示第465号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂 昭彦

第1中1を次のように改める。

1 名称

津市芸濃町石山観音銃猟禁止区域

第1の2中「三重県安芸郡芸濃町字石山2307 - 2」を「津市芸濃町字石山2307 - 2」に改める。

三重県告示第729号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成7年三重県告示第442号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂 昭彦

第1中1を次のように改める。

1 名称

津市河芸町上野地区銃猟禁止区域

第1の2中「安芸郡河芸町大字上野字酒屋垣内地内」を「津市河芸町上野字酒屋垣内地内」に、「町道中瀬上野線」を「市道中瀬上野線」に、「町道上野赤郷線」を「市道上野赤郷線」に、「町道新上野浜田線」を「市道新上野浜田線」に、「上野垣内線」を「市道上野垣内線」に改める。

## 三重県告示第730号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成9年三重県告示第1059号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

第1の2中「河芸町と鈴鹿市の境界」を「津市と鈴鹿市の境界」に改め、「（以下堤防という）」を削り、「香良洲橋上の香良洲町との境界線」を「香良洲橋上の旧香良洲町との境界線」に、「久居市との境界線」を「旧久居市との境界線」に、「津市に向かって」を「旧津市に向かって」に、「津市青谷地内」を「津市半田字青谷地内」に、「同市半田地内」を「津市半田地内」に、「津市大字半田地内」を「津市半田地内の」に、「安芸郡安濃町との境界線」を「旧安濃町との境界線」に、「津市一身田地内」を「津市一身田大古曾地内」に、「津市大里窪田地内」を「津市大里窪田町地内の」に改める。

## 三重県告示第731号

銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成10年三重県告示第476号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

第4中1を次のように改める。

1 名称

津市久居西部銃猟禁止区域

第4の2中「久居市と美里村との境界線」を「旧久居市と旧美里村との境界線」に改める。

## 三重県告示第732号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成12年三重県告示第538号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

第1の2中「紀宝町と南牟婁郡鵜殿村の境界線」を「旧紀宝町と旧鵜殿村の境界線」に改める。

## 三重県告示第733号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による銃猟禁止区域の設定及びその区域図面の縦覧（平成13年三重県告示第552号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

第2の2中「津市と安芸郡河芸町の境界線」を「旧津市と旧河芸町の境界線」に、「津市と河芸町の境界線」を「旧津市と旧河芸町の境界線」に改める。

第5中1を次のように改める。

1 名称

津市香良洲町香良洲海岸銃猟禁止区域

第5の2中「香良洲町と三雲町の境界線」を「津市と松阪市の境界線」に改める。

第8中1を次のように改める。

1 名称

津市美里町小津原池銃猟禁止区域

第8の2中「安芸郡美里村大字足坂字庵之上地内」を「津市美里町足坂字庵之上地内」に、「美里村と久居市の境界線」を「旧美里村と旧久居市の境界線」に改める。

## 三重県告示第734号

銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成15年三重県告示第630号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第2の2中「安芸郡芸濃町棕本地内」を「津市芸濃町棕本地内」に改める。

第3の2中「津市と河芸町の境界線」を「旧津市と旧河芸町の境界線」に改める。

第4中1を次のように改める。

## 1 名称

津市芸濃町北神山銃猟禁止区域

第4の2中「安芸郡芸濃町大字北神山地内」を「津市芸濃町北神山地内」に、「町道里ノ内1号線」を「市道里ノ内1号線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道里ノ内4号線」を「市道里ノ内4号線」に、「町道上前興下前興1号線」を「市道上前興下前興1号線」に、「町道上前興下前興2号線」を「市道上前興下前興2号線」に、「町道上久保谷奥線」を「市道上久保谷奥線」に、「町道北神山工業団地3号線」を「市道北神山工業団地3号線」に、「町道北神山工業団地1号線」を「市道北神山工業団地1号線」に改める。

第5中1を次のように改める。

## 1 名称

津市一志町片野池銃猟禁止区域

第5の2中「一志郡一志町大字片野字山田973番地」を「津市一志町片野字山田973番地」に改める。

## 三重県告示第735号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成16年三重県告示第812号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第4中1を次のように改める。

## 1 名称

津市一志町若杉池銃猟禁止区域

第4の2中「一志郡一志町大字波瀬地内」を「津市一志町波瀬地内」に改める。

第5中1を次のように改める。

## 1 名称

多気町勢和銃猟禁止区域

第5の2中「多気郡勢和村大字朝柄地内」を「多気郡多気町朝柄地内、」に、「村道山端庚申塚線」を「町道山端庚申塚線」に、「同村道」を「同町道」に、「大字朝柄と大字土屋の境界線」を「同町朝柄と同町土屋の境界線」に、「大字古江と大字土屋の境界線」を「同町古江と同町土屋の境界線」に、「大字朝柄と大字車川の境界線」を「同町朝柄と同町車川の境界線」に、「村道朝柄車川線」を「町道朝柄車川線」に、「村道朝柄古江線」を「町道朝柄古江線」に、「村道西垣内不動谷線」を「町道西垣内不動谷線」に、「勢和村と飯南町の境界線」を「多気町と松阪市の境界線」に改める。

## 三重県告示第736号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧（平成17年三重県告示第905号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 三重県知事 野呂 昭彦

第1の2中「木曽川左岸堤防法裾との交点」を「桑名市との境界線の交点」に、「同法裾」を「同境界線」に改める。

## 三重県告示第737号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、  
1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名  
2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地  
3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項  
4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」

を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松阪ショッピングセンター

松阪市船江町1392番地の 3

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 松阪商業開発株式会社

松阪市船江町1392番地の 3

伊藤善吾

変更後 松阪商業開発株式会社

松阪市船江町1392番地の 3

橋本則雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所                        | 代表者の氏名 |
|------------------|----------------------------|--------|
| イオン株式会社          | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1    | 岡田 元也  |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地の60   | 矢野 博文  |
| 株式会社ブックバーン       | 千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1       | 柿内 宏一  |
| 松阪商業開発株式会社       | 松阪市船江町1392 - 3             | 伊藤 善吾  |
| 株式会社ニコロポーロ       | 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地      | 栗本 健三  |
| 株式会社東プロイラー       | 度会郡玉城町妙法寺512               | 東 源平   |
| 株式会社貝新新七商店       | 桑名市大字江場字貝戸5638番地           | 伊藤 新吾  |
| 株式会社キリン堂         | 大阪府大阪市都島区善源寺 2 丁目 8 番14号   | 寺西 忠幸  |
| 川村芳一             | 四日市市西新地15 - 2              | -      |
| 株式会社イナバ          | 松阪市田牧町111番地                | 稲葉 嘉子  |
| 株式会社むらさきや        | 松阪市日野町772番地                | 中島 孝   |
| 有限会社ルネ           | 伊勢市宮後 2 丁目 2 番13           | 山口 義紀  |
| 有限会社小林物産         | 度会郡二見町大字荘1595 - 3          | 小林 孝行  |
| 有限会社動物館アイドルスリー   | 津市中央 7 番地18号               | 杉本 三省  |
| 上田三男夫            | 松阪市黒田町 8 番地                | -      |
| 株式会社カワムラ         | 伊勢市大世古 2 丁目 1 - 17         | 川村 武   |
| 有限会社マサヤ靴店        | 松阪市松ヶ島870番地の 1             | 浅田 尚茂  |
| ミノヤ商事株式会社        | 四日市市中部12番11号               | 加藤 幾恒  |
| 有限会社キダヤ洋品店       | 伊勢市曽根 1 丁目14番16号           | 中上 勇   |
| エステール株式会社        | 東京都千代田区鍛冶町 2 - 5 - 5       | 丸山 朝   |
| 竹内多吉             | 松阪市五十鈴町80 - 4              | -      |
| 有限会社ハットリ         | 松阪市宝塚町830番地55              | 服部 哲和  |
| 株式会社ヤマダヤ洋品店      | 愛知県名古屋市西区浅間 1 丁目 5 番地11号   | 山田 秀二  |
| あちは株式会社          | 愛知県名古屋市瑞穂区北原町 2 の73        | 阿知波雅大  |
| 株式会社アロー          | 愛知県名古屋市市中村区名駅 4 - 8 - 12   | 今枝 重信  |
| 株式会社リオチェーン       | 愛知県名古屋市市中区新栄 2 丁目 2 番の 1 号 | 横山 卓幸  |
| 有限会社三崎屋ガラス家具センター | 伊勢市大世古 2 丁目 2 - 12         | 三木 茂男  |
| 有限会社辻井スポーツ       | 松阪市新町843                   | 寒川 宏   |
| 株式会社夢や           | 香川県高松市朝日新町17番地20号          | 高杉 弘美  |
| 株式会社バレモ          | 愛知県名古屋市市中村区名駅 3 丁目26番地 8   | 石田 定正  |
| 株式会社マスダ          | 松阪市湊町117番地の 1              | 増田 恭子  |
| 株式会社ほていや         | 愛知県名古屋市市中区金山 1 丁目16番地16号   | 猪飼 忍   |
| 株式会社やまと          | 東京都新宿区新宿 3 丁目28番地16号       | 矢嶋 孝敏  |

|                  |                           |       |
|------------------|---------------------------|-------|
| 有限会社イング          | 尾鷲市野地町3 - 6               | 森下あつ代 |
| 株式会社友栄商事         | 大阪府大阪市淀川区西中島4 - 5 - 1     | 廣田 昇  |
| 株式会社ペグ           | 愛知県名古屋市中村区亀島1丁目1番1号       | 渡辺 道久 |
| 株式会社丸栄商店         | 伊勢市宮後1丁目1番24号             | 坂倉 建夫 |
| 株式会社ジン           | 四日市市諏訪町9 - 14             | 山本 篤  |
| エフワン株式会社         | 大阪府大阪市阿倍野区美章園3丁目1番6       | 斉藤 隆光 |
| 株式会社プラスハート       | 大阪府大阪市中央区北浜1丁目9番9号        | 松尾 正司 |
| 有限会社タキガワ         | 伊勢市大世古町2丁目1番24            | 滝川 和彦 |
| 株式会社リオ横山         | 愛知県名古屋市中区平和1丁目15番27       | 横山 和幸 |
| 株式会社ザ・クロックハウス    | 東京都杉並区荻窪5 - 20 - 10       | 大野祿一郎 |
| 有限会社バトーム・シュ      | 伊勢市勢田町464 - 5             | 西本 節子 |
| 株式会社グッドマン        | 津市新東町19                   | 北出 誠  |
| 有限会社茶富園          | 四日市市川原町22 - 7             | 宇加 富彌 |
| 株式会社テンフアッションズ    | 大阪府大阪市西成区梅南1 - 7 - 31     | 古川 昭治 |
| 有限会社サウス          | 伊勢市宮後1 - 1 - 24           | 板倉 建夫 |
| 株式会社グリーンハウスフーズ   | 東京都新宿区西新宿新宿パークタワー9階       | 田沼 千秋 |
| 有限会社トランスボルテ      | 松阪市船江町1392 - 3            | 安田 茂雄 |
| 株式会社スイートガーデン     | 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋566 - 1 | 山本 悟  |
| 株式会社ヌーボーガール      | 津市羽所町有地                   | 松井 秀文 |
| 株式会社アニューコーポレイション | 大阪府大阪市北区天神橋2丁目2 - 10      | 田中 慎一 |
| 有限会社パセリ四日市       | 滋賀県長浜市八幡東町48 - 1          | 松本 規義 |
| 株式会社アバンス         | 愛知県名古屋市中区植田山3丁目1604       | 阿知波吉仁 |
| 株式会社林商事          | 松阪市南町25                   | 林 則雄  |
| 森田淳一             | 伊勢市村松町3099 - 1            | -     |

(変更後)

| 氏名又は名称           | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|------------------|-------------------------|--------|
| イオン株式会社          | 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1      | 岡田 元也  |
| 株式会社大創産業         | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60  | 矢野 博文  |
| 株式会社未来屋書店        | 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1      | 柿内 宏一  |
| 株式会社ハニーズ         | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本末27 - 1  | 江尻 義久  |
| 株式会社ニコロポーロ       | 東京都千代田区外神田6丁目5 - 3      | 菅田 茂   |
| 株式会社東ブローラー       | 度会郡玉城町妙法寺512            | 東 源平   |
| 株式会社貝新新七商店       | 桑名市大字江場字貝戸5638番地        | 伊藤 新吾  |
| 株式会社キリン堂         | 大阪府吹田市江坂町1 - 22 - 26    | 寺西 豊彦  |
| スナップス販売株式会社      | 千葉県千葉市美浜区中瀬2 - 6        | 西原 浩二  |
| 株式会社イナバ          | 松阪市田牧町111番地             | 稲葉 嘉子  |
| 株式会社むらさきや        | 松阪市日野町772番地             | 中島 孝   |
| 有限会社ルネ           | 伊勢市宮後2丁目2番13            | 山口 義紀  |
| 有限会社小林物産         | 伊勢市二見町大字荘1595 - 3       | 小林 孝行  |
| 有限会社動物館アイドルスリー   | 津市中央8番地11号              | 杉本 三省  |
| 株式会社米若           | 松阪市曽原町478               | 森岡 美和  |
| 株式会社カワムラ         | 伊勢市大世古2丁目1 - 17         | 川村 武彦  |
| 有限会社マサヤ靴店        | 松阪市松ヶ島870番地の1           | 浅田 尚茂  |
| ミノヤ商事株式会社        | 四日市市中部12番11号            | 加藤 唯和  |
| 有限会社キダヤ洋品店       | 伊勢市曾根1丁目14番16号          | 中上 浩和  |
| エステール株式会社        | 東京都新宿区西新宿3丁目20 - 2      | 丸山 朝   |
| 竹内泰雄             | 松阪市五十鈴町80 - 4           | -      |
| 有限会社ハットリ         | 松阪市宝塚町830番地55           | 服部 哲和  |
| 株式会社ヤマダヤ洋品店      | 愛知県名古屋市中区城西1丁目1 - 3 - 5 | 山田 道朗  |
| あちは株式会社          | 愛知県名古屋市中村区北原町2の73       | 阿知波雅大  |
| 株式会社アロー          | 愛知県名古屋市中村区名駅4 - 8 - 12  | 今枝 淳   |
| 株式会社リオチェーン       | 愛知県名古屋市中区平和1丁目1 - 20    | 横山 卓幸  |
| 有限会社三崎屋ガラス家具センター | 伊勢市大世古2丁目2 - 12         | 三木 茂男  |
| 有限会社辻井スポーツ       | 松阪市新町843                | 寒川 宏   |
| 有限会社BEUP         | 松阪市久保町1881 - 52         | 大森 実   |

|                  |                           |       |
|------------------|---------------------------|-------|
| 株式会社パレモ          | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地         | 中本 敏幸 |
| 株式会社マスタ          | 松阪市湊町117番地の 1             | 増田 恭子 |
| 株式会社ほていや         | 愛知県名古屋市中区金山 1 丁目16番地16号   | 猪飼 忍  |
| 株式会社やまと          | 東京都新宿区新宿 3 丁目28番地16号      | 矢嶋 孝敏 |
| 株式会社アニューコーポレーション | 大阪府大阪市北区天神橋 2 - 2 - 10    | 田中 慎一 |
| 有限会社オーブ          | 津市城山 1 丁目14 - 25          | 寺家 修  |
| 株式会社丸栄商店         | 伊勢市宮後 1 丁目 1 番24号         | 坂倉 建夫 |
| 株式会社ジン           | 四日市市新生 1 - 12 - 4         | 山本 篤  |
| エフワン株式会社         | 津市久居新町795 - 3             | 川上 勝久 |
| 株式会社プラスハート       | 大阪府大阪市中央区北浜 1 丁目 9 番 9 号  | 松尾 正司 |
| 有限会社タキガワ         | 伊勢市大世古町 2 丁目 1 番24        | 滝川 和彦 |
| 株式会社リオ横山         | 愛知県名古屋市中区平和 1 丁目15番27     | 横山 和幸 |
| 株式会社ザ・クロックハウス    | 東京都新宿区新宿 1 丁目19 - 10      | 花谷 洋二 |
| 株式会社テンファアッシュンズ   | 大阪府大阪市西成区梅南 1 - 7 - 31    | 古川 昭治 |
| 有限会社サウス          | 伊勢市宮後 1 — 1 - 24          | 板倉 建夫 |
| 株式会社グリーンハウスフーズ   | 東京都新宿区西新宿新宿パークタワー 9 階     | 田沼 千秋 |
| 有限会社トランスボルテ      | 松阪市船江町1392 - 3            | 安田 茂雄 |
| 株式会社スイートガーデン     | 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋566 - 1 | 中根 正晴 |
| 株式会社ヌーボーガール      | 津市羽所町官有地                  | 松井 秀文 |
| 有限会社パセリ四日市       | 滋賀県長浜市勝町803               | 松本 規義 |
| 株式会社アバンス         | 愛知県名古屋市中白区植田山 3 丁目1604    | 阿知波吉仁 |
| 株式会社林商事          | 松阪市南町25                   | 林 則雄  |
| 森田淳一             | 伊勢市村松町3099 - 1            | -     |
| 有限会社ヤマナカ         | 伊勢市宇治浦田 1 - 24 - 5        | 山中 雅博 |
| 株式会社日本オプティカル     | 愛知県名古屋市中区栄 4 丁目 2 - 29    | 長村 隆司 |

## 3 変更の年月日

2 の(1)の事項 平成18年 6 月 9 日

2 の(2)の事項 平成18年 8 月20日

## 4 変更の理由

2 の(1)の事項 代表者の交代のため

2 の(2)の事項 小売業者の退店、入店及び小売業者の名称、代表者名並びに住所変更のため

## 5 届出の日

平成18年10月11日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光局観光・交流室

松阪農林商工環境事務所

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成18年10月31日から平成19年 3 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第738号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ白子店

鈴鹿市白子駅前9番20号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 白子商業開発株式会社  
鈴鹿市白子駅前9番20号  
浅野 正

変更後 白子商業開発株式会社  
鈴鹿市白子駅前9番20号  
伊藤善吾

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 
- (変更前)

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|------------------|-----------------------|--------|
| イオン株式会社          | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1      | 岡田 元也  |
| 有限会社八郎靴店         | 鈴鹿市神戸2丁目17番18号        | 森田 克彦  |
| 好村賢治             | 鈴鹿市南江島町16-10          | -      |
| 有限会社モハン薬品        | 鈴鹿市白子駅前15-5           | 喜多 建彦  |
| 白子酒販株式会社         | 鈴鹿市江島本町32-21          | 竹口 八   |
| 株式会社マトバ          | 鈴鹿市矢橋1丁目25-15         | 的場 淳   |
| サシジョー水産株式会社      | 四日市市河原田町字井倉712番地      | 伊藤忠太郎  |
| 株式会社志賀正商店        | 鈴鹿市神戸2丁目20-38         | 井上 満子  |
| 奥野食品工業株式会社       | 伊勢市西豊浜118-3           | 奥野正二三  |
| 昭産商事株式会社         | 福岡県北九州市門司区黄金町6-28     | 森田 将恵  |
| 株式会社総本家貝新新七商店    | 桑名市江場字貝徒538           | 伊藤 新吾  |
| 有限会社小原木本舗大徳屋長久   | 鈴鹿市白子1丁目6-26          | 竹口久兵衛  |
| 寺田正憲             | 鈴鹿市白子3-13-25          | —      |
| 株式会社加藤清芳園        | 鈴鹿市上田町1130-2          | 加藤 公昭  |
| 株式会社花権           | 鈴鹿市江島本町31-33          | 佐藤 洋   |
| 株式会社動物館アイドル3     | 津市中央8-11              | 杉本 三省  |
| 有限会社シオン          | 伊勢市船江3丁目13-6          | 濱口 輝一  |
| 辻同               | 鈴鹿市東旭が丘3丁目13-18       | —      |
| メロディ株式会社         | 久居市明神町2614番地の5        | 岩田 裕義  |
| 岡田一彦             | 鈴鹿市中旭が丘3丁目10-30       | -      |
| 角谷佳子             | 鈴鹿市江島台1-13-26         | -      |
| 株式会社川本           | 四日市市常盤1-7-15          | 川本 博康  |
| 豊田みよか            | 鈴鹿市白子駅前18-12          | -      |
| 株式会社スギノ          | 鈴鹿市白子本町14番6号          | 杉野 普一  |
| 株式会社アイ・エヌ・ジー     | 鈴鹿市算所二丁目5-1           | 飯場 祥英  |
| 株式会社婦人服の矢田事業部    | 四日市市沖の島4-20           | 矢田 見幸  |
| 有限会社ウチダ          | 鈴鹿市国府町2461            | 打田 恭一  |
| 株式会社ツルカメコーポレーション | 愛知県名古屋市中区錦1-19-32     | 原岡 稔   |
| 株式会社ラック          | 兵庫県神戸市西区池上5丁目11-7     | 安倍 幸治  |
| 石橋和孝             | 安芸郡河芸町中別保24-3         | -      |
| 稲垣弘康             | 鈴鹿市白子駅前21-5           | -      |
| 株式会社錦            | 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番19号 | 西尾 遼一  |
| 飯田恵一             | 鈴鹿市白子駅前20-6           | -      |
| 有限会社中京リバー        | 愛知県稲沢市一色上方町117番地-7    | 平野 知美  |
| 河合規裕             | 一志郡三雲町肥留463-1         | -      |
| ジャスフォート株式会社      | 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6        | 本田 進   |
| 佐藤俊雄             | 津市栄町3丁目21-5           | -      |
| 樋口久晃             | 鈴鹿市岡田3丁目21-5          | -      |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称       | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|-------------------|------------------------|--------|
| イオン株式会社           | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 - 5 - 1  | 岡田 元也  |
| 有限会社八郎靴鞆店         | 鈴鹿市神戸二丁目17番18号         | 森田 克彦  |
| 好村賢治              | 鈴鹿市南江島町16 - 10         | -      |
| 有限会社モハン薬品         | 鈴鹿市白子駅前15 - 5          | 喜多 建彦  |
| 株式会社マトバ           | 鈴鹿市矢橋 1 丁目25 - 15      | 的場 淳   |
| サシジョー水産株式会社       | 四日市市河原田町字伊倉712番地       | 伊藤忠太郎  |
| 株式会社志賀清商店         | 鈴鹿市神戸 2 丁目20 - 38      | 井上 満子  |
| 奥野食品工業株式会社        | 伊勢市西豊浜118 - 3          | 奥野正二三  |
| 昭産商事株式会社          | 福岡県北九州市門司区黄金町 6 - 7    | 森田 将昭  |
| 株式会社総本家貝新新七商店     | 桑名市江場字貝戸538            | 伊藤 新滋  |
| 有限会社小原木本舗大徳屋長久    | 鈴鹿市白子 1 丁目 6 - 26      | 竹口久兵衛  |
| 株式会社加藤清芳園         | 鈴鹿市上田町1130 - 2         | 加藤 公昭  |
| 株式会社花権            | 鈴鹿市江島本町31 - 33         | 佐藤 洋   |
| 辻同                | 鈴鹿市東旭が丘 3 丁目13 - 18    | —      |
| メロディ株式会社          | 津市久居明神町字風早2374番地       | 岩田 裕義  |
| 岡田一彦              | 鈴鹿市中旭が丘 3 丁目13 - 6     | -      |
| 小貝正信              | 津市高茶屋 1 丁目38 - 6       | -      |
| 株式会社川本            | 四日市市常盤 1 - 7 - 15      | 川本 博康  |
| 株式会社スギノ           | 鈴鹿市白子本町14番 6 号         | 杉野 普一  |
| 有限会社メルヘン・アンド・クレヨン | 愛知県名古屋市長区鹿山 3 - 1      | 熊沢 道弘  |
| 株式会社婦人服の矢田事業部     | 四日市市沖の島町 4 - 20        | 矢田 見幸  |
| あずみ株式会社           | 愛知県名古屋市中区錦 3 - 20 - 27 | 原岡 稔   |
| 有限会社辻井スポーツ        | 松阪市新町843               | 寒川 宏   |
| 石橋和孝              | 津市河芸町中別保124 - 3        | -      |
| 稲垣弘康              | 鈴鹿市江島台 1 - 9 - 23      | -      |
| 株式会社錦             | 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番19号  | 西尾 遼一  |
| 飯田恵一              | 鈴鹿市白子駅前20 - 6          | -      |
| 有限会社中京リバー         | 愛知県稲沢市一色上方町117番地 - 7   | 平野 知美  |
| 河合規裕              | 松阪市肥留463 - 1           | -      |
| スナップス販売株式会社       | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 - 6      | 西原 浩二  |

## 3 変更の年月日

2 の(1)の事項 平成17年 5 月17日

2 の(2)の事項 平成18年 9 月 1 日

## 4 変更の理由

2 の(1)の事項 代表者の交代のため

2 の(2)の事項 小売業者の退店、入店及び小売業者の名称、代表者名並びに住所変更のため

## 5 届出の日

平成18年10月11日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光局観光・交流室

四日市農林商工環境事務所

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成18年10月31日から平成19年 3 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第739号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、同条第1項の規定により四日市市から聴取した意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、次の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

大規模小売店舗の名称及び所在地  
四日市ファッションモール  
四日市市十七軒町287番、288番及び289番

### 選 管 告 示

#### 三重県選挙管理委員会告示第104号

不在者投票のできる施設の指定（昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正します。  
平成18年10月31日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

告示中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

老人ホームの項中

|                  |                 |       |
|------------------|-----------------|-------|
| 「尾鷲市大字南浦4587番地の4 | 特別養護老人ホームスバル台修路 | を     |
| 尾鷲市大字南浦4621番地の2  | ケアハウスきらら        | 」     |
| 「尾鷲市大字南浦4587番地の4 | 特別養護老人ホームスバル台   |       |
| 尾鷲市大字南浦4621番地の2  | ケアハウスきらら        | に改める。 |
| 尾鷲市三木里町字木場967番地8 | 特別養護老人ホームあさひ    | 」     |

#### 三重県選挙管理委員会告示第105号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。  
平成18年10月31日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に、「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者を入所させる施設で」に改め、同条第2項及び第3項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 公 安 委 告 示

#### 三重県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成18年10月31日

三重県公安委員会委員長 水 谷 令 子

#### 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る2級

#### 2 実施期日及び実施場所

##### (1) 実施期日

平成19年2月1日（木）午前9時から午後5時まで

##### (2) 実施場所

三重県津市北河路町19-1

メッセウイング・みえ

#### 3 受検定員

40人

4 受検資格

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

5 検定内容

学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった場合には、実技試験を実施しません。）

6 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配付場所

三重県内の警察署生活安全課

(2) 受検申請の受付期間

平成19年1月10日（水）から同月16日（火）までの午前9時から午後5時まで

受付期間は、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項に掲げる休日を除きます。

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送による申込みは認めません。

(3) 受検申請の受付場所

三重県内の住所地を管轄する警察署生活安全課又は三重県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 規則第9条に規定する別記様式第1号の検定申請書 1通

イ 三重県内の住所地を疎明する書面又は三重県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

7 検定日の受付時間

検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとします。

8 受検手数料

受検手数料（13,000円）を三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

9 その他

(1) 検定に際しては、筆記用具を持参してください。

(2) ご不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話059 - 222 - 0110 内線3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事    野    呂    昭    彦

1 入札に付する事項

(1) 契約名称

複写機賃貸借契約

(2) 借入物品及び数量

複写機 1台

(3) 複写機の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(4) 契約期間

平成18年12月1日から平成21年11月30日までとします。

## (5) 納入期限

平成18年11月30日(木)午後5時までとします。

## (6) 納入場所

三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎3階 熊野建設事務所

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年11月13日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 仕様書に掲げる特質等を有することを示す証明書及び複写機に係る迅速なメンテナンス体制が整備されていることを示す証明書

## 4 入札手続等に関する事項

## (1) 担当

〒519-4393 三重県熊野市井戸町371

三重県熊野県民センター県民防災室総務課 担当 東

電話 0597-89-6101

## (2) 入札説明書(仕様書)等の配布方法

(1)の場所で、平成18年10月31日(火)から同年11月13日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。  
郵送を希望する場合は早めに担当まで申し出てください。

## (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年11月16日(木)午後2時

場所 三重県熊野市井戸町371

三重県熊野庁舎 2階 第2会議室

## (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

## (5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

## イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

## ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

#### カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

### 5 その他

#### (1) 契約書作成の要否

要

#### (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

#### (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 医師の氏名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                |
|---------|-------------------------|----------------|
| 長谷川 真 一 | 桑名市大字西方字斧峠1306 - 10     | 介護老人保健施設ハート    |
| 井 上 英 和 | 桑名市寿町3丁目11番地            | 山本総合病院         |
| 効 田 公 平 | 桑名市寿町3丁目11番地            | 山本総合病院         |
| 平 野 智 美 | 桑名市寿町3丁目11番地            | 山本総合病院         |
| 大 音 泰 介 | 桑名市寿町3丁目11番地            | 山本総合病院         |
| 横 西 哲   | 桑名市寿町3丁目11番地            | 山本総合病院         |
| 松 岡 明 美 | 桑名市寿町3丁目11番地            | 山本総合病院         |
| 木 平 健太郎 | 桑名市大字和泉イノ割219番地         | ヨナハクリニック       |
| 安 藤 直 樹 | 桑名市大字和泉イノ割219番地         | ヨナハクリニック       |
| 足 立 幸 彦 | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院         |
| 末 繁 葉 子 | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院         |
| 泉 道 博   | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院         |
| 石 田 聡   | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院         |
| 田 中 伸 幸 | いなべ市北勢町阿下喜771           | いなべ総合病院        |
| 伊 藤 幹 弥 | 四日市市桜町127               | 石川記念いとうクリニック   |
| 一 見 和 良 | 亀山市能褒野町79 - 22          | のぼのクリニック       |
| 真鈴川 聡   | 鈴鹿市飯野寺家町817 - 3         | ますずがわ神経内科クリニック |
| 熊 沢 伸 治 | 鈴鹿市算所5丁目15 - 5          | くまざわ整形外科       |
| 鈴 木 英 夫 | 鈴鹿市平野町7740 - 1          | 鈴木レディースクリニック   |
| 田 中 正 人 | 鈴鹿市平野町7740 - 1          | 鈴木レディースクリニック   |
| 太 田 拓 哉 | 鈴鹿市弓削町1160 - 1          | おおたキッズクリニック    |
| 保 坂 誠   | 鈴鹿市国府町字保子里112番地 1       | 鈴鹿回生病院         |
| 多羅尾 光   | 鈴鹿市国府町字保子里112番地 1       | 鈴鹿回生病院         |
| 石 須 良 一 | 津市一身田上津部田1817           | あのおクリニック       |
| 山 田 総 平 | 津市大里窪田町357              | 国立病院機構三重病院     |
| 坂 田 佳 子 | 津市大里窪田町357              | 国立病院機構三重病院     |
| 高 木 正 秀 | 津市栄町四丁目222              | 高木医院           |

|         |                   |                |
|---------|-------------------|----------------|
| 安 田 知 重 | 津市船頭町3453         | 津生協病院付属診療所     |
| 藪 泰 宜   | 津市江戸橋2丁目174       | 三重大学病院         |
| 豊 田 秀 実 | 津市江戸橋2丁目174       | 三重大学病院         |
| 赤 塚 元   | 津市芸濃町椋本890 - 1    | 赤塚クリニック        |
| 多 田 宏 行 | 津市南中央28番13号       | 若葉病院           |
| 羽 場 理 彦 | 津市栗真中山町248 - 1    | 津北整形外科         |
| 大 橋 直 樹 | 津市桜橋3丁目61 - 4     | 大橋クリニック        |
| 原 田 雅 典 | 津市城山1丁目12 - 1     | 三重県立こころの医療センター |
| 長 内 清 行 | 津市城山1丁目12 - 1     | 三重県立こころの医療センター |
| 櫻 井 正 人 | 津市一身田町333         | 岩崎病院           |
| 池 田 剛   | 津市白塚町2080 - 1     | 白塚いけだクリニック     |
| 森 将 之   | 多気郡大台町江馬292       | 大台町国民健康保険報徳病院  |
| 北 村 純   | 伊勢市常磐2丁目7 - 28    | 医療法人全心会伊勢慶友病院  |
| 森 川 潤   | 度会郡大紀町大内山2956 - 3 | 杉の子クリニック       |
| 豊 嶋 弘 一 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦2969番地 | 町立南伊勢病院        |
| 石 田 藤 磨 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦2969番地 | 町立南伊勢病院        |
| 服 部 正 憲 | 度会郡南伊勢町阿曾浦73番地    | 阿曾浦診療所         |
| 濱 口 富 弥 | 伊勢市上地町4210番3      | はまぐち内科クリニック    |
| 釜 本 智 之 | 伊賀市上野忍町2516番地の7   | 森川病院           |

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種のうち同法第2条第2項に規定する一類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 医師の氏名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |              |
|---------|-------------------------|--------------|
| 中 山 淳   | 桑名市中央町5丁目7番地            | 青木記念病院       |
| 寺 西 正   | 津市野田浜垣内36 - 10          | 寺西胃腸科内科クリニック |
| 河 俣 由有子 | 津市西丸之内29 - 29           | 永井病院         |
| 宮 下 一 美 | 津市西丸之内29 - 29           | 永井病院         |
| 辻 井 雅 也 | 津市西丸之内29 - 29           | 永井病院         |

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種のうち同法第2条第3項に規定する二類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 医師の氏名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |              |
|---------|-------------------------|--------------|
| 西 井 洋 一 | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院       |
| 小 林 巧   | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 坂 倉 康 文 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 山 中 崇   | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 田 川 剛 志 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 岡 村 直 樹 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 内 園 広 匡 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 浦 和 昌 史 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 佐々木 豪   | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 肥 満 智 紀 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター |
| 橋 本 純 一 | 四日市市日永西5丁目17番1号         | はしもと泌尿器科皮膚科  |
| 日 置 琢 一 | 四日市市室山町字八反田503 - 1      | 日置クリニック      |

|         |                  |                |
|---------|------------------|----------------|
| 奥 村 文美典 | 三重郡菰野町福村75番地     | 菰野厚生病院         |
| 濱 本 周 造 | 三重郡菰野町福村75番地     | 菰野厚生病院         |
| 小 出 修 司 | 三重郡菰野町福村75番地     | 菰野厚生病院         |
| 湯 浅 公 貴 | 亀山市亀田町466 - 1    | 亀山市立医療センター     |
| 山 川 健太郎 | 津市榑原町5630        | 榑原白鳳病院         |
| 目 崎 高 広 | 津市榑原町5630        | 榑原白鳳病院         |
| 柳 瀬 恒 範 | 津市野田2033 - 1     | しおりの里クリニック     |
| 川 井 忠   | 津市本町26 - 11      | 川井病院           |
| 島 塚 通 弘 | 津市城山1丁目12 - 1    | 三重県立こころの医療センター |
| 西 山 正 紀 | 津市大里窪田町357       | 国立病院機構三重病院     |
| 武 田 清 子 | 津市乙部11番 5 号      | 津老人保健施設アルカディア  |
| 山 本 実 香 | 津市江戸橋 2 丁目174    | 三重大学病院         |
| 福 永 清 香 | 津市船頭町1721        | 津生協病院          |
| 野 村 浩 史 | 津市栄町 4 - 185     | 野村産婦人科         |
| 川原田 義 文 | 松阪市若葉町77         | さわやかクリニック      |
| 山 際 幹 和 | 多気郡大台町佐原63番地の 8  | 大台厚生病院         |
| 横 井 一 之 | 多気郡大台町佐原63番地の 8  | 大台厚生病院         |
| 秦 紘     | 度会郡大紀町滝原873      | 医療法人吉創会虹の丘病院   |
| 今 村 進 吾 | 伊賀市久米町字大坪666番地   | いまむら整形外科       |
| 大 角 秀 彦 | 伊賀市柏野字西沖600番地の 1 | おおすみ整形外科       |
| 山 崎 泰 源 | 名張市夏見3260 - 1    | 医療法人寺田病院       |

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告した事項に変更がありましたので公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 医師の氏名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                 |
|---------|-------------------------|-----------------|
| 入 山 圭 二 | 桑名市長島町福吉271番地           | 長島中央病院          |
| 増 田 亨   | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院          |
| 山 本 実 香 | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院          |
| 樋 口 国 博 | 桑名市大字北別所435番地           | 桑名市民病院          |
| 大 橋 啓 之 | 桑名市大字和泉字イノ割219番地        | ヨナハクリニック        |
| 石 井 雅 彦 | 四日市市羽津山町10 - 8          | 四日市社会保険病院       |
| 太 田 穂 高 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター    |
| 天 野 敬史郎 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター    |
| 伊 藤 みのり | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター    |
| 田 中 浩 彦 | 四日市市大字日永5450 - 132      | 三重県立総合医療センター    |
| 河 俣 浩 之 | 鈴鹿市国府町字保子里112番地 1       | 鈴鹿回生病院          |
| 川 村 豪 伸 | 鈴鹿市国府町字保子里112番地 1       | 鈴鹿回生病院          |
| 福 井 隆 男 | 鈴鹿市庄野町2550番地            | 白鳳クリニック         |
| 福 井 博 志 | 鈴鹿市庄野町2550番地            | 白鳳クリニック         |
| 山 下 孟 美 | 鈴鹿市桜島町 4 丁目 3 - 5       | 山下内科外科          |
| 坂 倉 究   | 鈴鹿市伊船町1010 - 1          | 坂倉ペインクリニック在宅診療所 |
| 岩 尾 篤   | 鈴鹿市安塚町1275 - 53         | 鈴鹿中央総合病院        |
| 篠 木 敏 彦 | 鈴鹿市安塚町字山之花1275 - 53     | 鈴鹿中央総合病院        |
| 山 下 博 美 | 鈴鹿市桜島 4 - 3 - 5         | 山下内科外科          |
| 宗 行 毅   | 亀山市亀田町466番地の 1          | 亀山市立医療センター      |
| 奥 田 弘 之 | 津市本町26番11号              | 十全会川井病院         |
| 田 窪 弥 生 | 津市柳山津興3306              | ゆり形成内科整形        |

|         |                   |                  |
|---------|-------------------|------------------|
| 増 田 英 成 | 津市河芸町東千里259 - 1   | ますだこどもクリニック      |
| 古 川 理 恵 | 津市大里窪田町357        | 国立病院機構三重病院       |
| 佐 藤 健 治 | 津市大里窪田町357        | 国立病院機構三重病院       |
| 一 見 良 司 | 津市大里窪田町357        | 国立病院機構三重病院       |
| 加 藤 裕 也 | 津市新町三丁目 5 - 17    | カトウ内科            |
| 出 口 隆 生 | 津市江戸橋 2 丁目174     | 三重大学病院           |
| 中 西 恭 一 | 津市江戸橋 2 丁目174     | 三重大学病院           |
| 小野里 かおり | 津市江戸橋 2 丁目174     | 三重大学病院           |
| 岩 佐 正   | 津市江戸橋 2 丁目174     | 三重大学病院           |
| 松 本 和 隆 | 津市江戸橋 2 丁目174     | 三重大学病院           |
| 高 島 慎 吾 | 津市江戸橋 2 丁目174     | 三重大学病院           |
| 渡 辺 佳 夫 | 津市高野尾町2406番地 8    | ベタニヤ内科・神経内科クリニック |
| 岩 崎 誠   | 津市一身田町333番地       | 岩崎病院             |
| 高 木 健 裕 | 津市一身田町333番地       | 岩崎病院             |
| 栗 岡 孝 明 | 津市一身田町387番地       | 第二岩崎病院           |
| 早 川 豪 俊 | 津市一身田上津部田1817     | はやかわこどもクリニック     |
| 武 光 哲 志 | 津市南新町17 - 22      | 遠山病院             |
| 山 崎 隆   | 津市一身田上津部田1824     | 整形外科たかしクリニック     |
| 小 川 裕 行 | 津市一身田上津部田1414 - 1 | おがわ脳神経外科クリニック    |
| 松 岡 宏 明 | 津市幸町12 - 10       | まつおか整形外科         |
| 小 坂 聡 哉 | 津市船頭町1721         | 津生協病院            |
| 川 口 香   | 津市乙部 5 番 3 号      | ヤナセクリニック         |
| 神 谷 敏 也 | 松阪市川井町小望102       | 松阪中央総合病院         |
| 鈴 木 紀 元 | 松阪市飯高町宮前1104      | 宮前診療所            |
| 中 村 昌 嗣 | 松阪市飯高町森1410       | 森診療所             |
| 林 毅     | 松阪市春日町 2 - 8 - 1  | 林内科              |
| 刀 根 克 之 | 多気郡大台町江馬292       | 大台町国民健康保険報徳病院    |
| 関 岡 清 次 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦4133番地 | 関岡クリニック          |
| 田 川 吉 房 | 度会郡大紀町滝原873番地     | 虹の丘病院            |
| 梨 田 裕 志 | 南牟婁郡御浜町阿田和4750    | 紀南病院             |

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師の承諾が撤回されましたので公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

| 医師の氏名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                  |
|---------|-------------------------|------------------|
| 谷 口 正 仁 | 三重郡菰野町福村75番地            | 菰野厚生病院           |
| 池 上 要 介 | 三重郡菰野町福村75番地            | 菰野厚生病院           |
| 佐 藤 崇 文 | 三重郡菰野町福村75番地            | 菰野厚生病院           |
| 伊 藤 研 二 | 津市一志町井関110 - 3          | 伊藤内科             |
| 天 野 信 一 | 津市榊原町5630               | 榊原白鳳病院           |
| 坂 井 佳 代 | 津市大鳥町424 - 1 番地         | 藤田保健衛生大学七栗サナトリウム |
| 理性院 美智子 | 多気郡大台町佐原815 - 1         | 柴田医院             |
| 宗 本 充   | 多気郡大台町佐原63番地 8          | 大台厚生病院           |
| 丸 山 範 子 | 多気郡大台町江馬292             | 大台町国民健康保険報徳病院    |
| 増 井 利 治 | 多気郡大台町江馬292             | 大台町国民健康保険報徳病院    |
| 川 尻 英 子 | 多気郡多気町古江字東山1512 - 1     | 勢和ファミリークリニック     |
| 梅 田 一 清 | 南牟婁郡御浜町大字阿田和4750        | 紀南病院             |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに三重県に意見書を提出することができます。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事      野      呂      昭      彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道  
北勢沿岸流域下水道（南部処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策室  
四日市市都市整備部都市計画課、上下水道局経営企画課及び桶総合支所地域課  
鈴鹿市都市整備部都市計画課  
亀山市産業建設部まちづくり推進室及び上下水道部下水道室
- 4 縦覧期間  
平成18年10月31日から同年11月14日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事      野      呂      昭      彦

| 指定年月日          | 申 請 者                  |              | 道 路 の 位 置                | 道路幅員及び延長 |           |           |
|----------------|------------------------|--------------|--------------------------|----------|-----------|-----------|
|                | 氏 名                    | 住 所          |                          | 道路<br>番号 | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) |
| 平成18年<br>8月29日 | 華洋開発株式会社<br>代表取締役 福岡 治 | 志摩市阿児町鶴方3483 | 志摩市阿児町鶴方字小向井3373<br>- 24 | A        | 4.0       | 19.0      |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事      野      呂      昭      彦

| 工事完了年月日         | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                       | 許可を受けた者の住所及び氏名                                   |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成18年<br>10月3日  | いなべ市員弁町大泉字山上2512 - 3                                                                     | 四日市市松原町15 - 16<br>有限会社メディカルコウセイ<br>代表取締役 小 川 清 英 |
| 平成18年<br>10月6日  | 桑名市大字小泉字川田320 - 3                                                                        | 桑名市大字小貝須1899 - 3<br>有限会社水谷熔接<br>代表取締役 水 谷 秀 樹    |
| 平成18年<br>10月10日 | 桑名市多度町御衣野字青ヶ谷1662<br>" " 字錦戸3001 - 4 ほか89筆<br>" " 字松ノ下2905 - 2 ほか2筆<br>" " 字西谷2069ほか134筆 | 岐阜県海津市南濃町境430<br>勢濃工業株式会社<br>代表取締役 伊 藤 源 一       |
| 平成18年<br>10月10日 | 伊勢市御園町上條字番城屋1469 - 1 ほか3筆                                                                | 伊勢市御園町上條502<br>山 崎 力                             |
| 平成18年<br>10月10日 | 松阪市西黒部町字大板488 - 1 ほか1筆の一部                                                                | 松阪市西黒部町1067 - 3<br>西 山 和 枝                       |
| 平成18年<br>10月10日 | 松阪市中万町字栃ヶ坪113 - 1 ほか2筆                                                                   | 松阪市茶与町7 - 66<br>奥出開発有限会社<br>代表取締役 奥 出 雄 一        |

|                 |                              |                                                  |
|-----------------|------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成18年<br>10月10日 | 松阪市松名瀬町字松世崎1324 - 2          | 大阪府大阪市東住吉区駒川1丁目3 - 17<br>伊 藤 治                   |
| 平成18年<br>10月10日 | 三重郡川越町大字高松字乾184 - 1          | 四日市市下之宮町329 - 1<br>有限会社安寿会<br>代表取締役 伊 藤 毅        |
| 平成18年<br>10月10日 | 三重郡川越町大字北福崎字宮下482            | 大阪府大阪狭山市池尻北1丁目1 - 3<br>東洋地所株式会社<br>代表取締役 中 島 良 廣 |
| 平成18年<br>10月11日 | 度会郡玉城町岩出字蚊山509 - 4 ほか 4 筆    | 度会郡玉城町岩出509 - 4<br>株式会社永光自動車<br>代表取締役社長 永 井 清 一  |
| 平成18年<br>10月11日 | 伊勢市小俣町宮前707                  | 伊勢市小俣町宮前771 - 1<br>高 畑 行 利                       |
| 平成18年<br>10月12日 | 桑名市多度町下野代字小島571 - 3          | 桑名市多度町下野代字城ノ下487 - 2<br>岡 田 敏 明                  |
| 平成18年<br>10月12日 | 員弁郡東員町大字瀬古泉字美之菜589ほか 4 筆     | 員弁郡東員町大字瀬古泉573<br>株式会社テイエスケイ<br>代表取締役 上 田 仁      |
| 平成18年<br>10月12日 | 員弁郡東員町大字六把野新田字藪の内192 - 4     | 愛知県稲沢市氷室町内新田2 - 6<br>新陽開発株式会社<br>代表取締役 奥 田 真理子   |
| 平成18年<br>10月13日 | 度会郡玉城町勝田字上ノ山3591 - 123ほか 6 筆 | 多気郡大台町新田319<br>山 路 春 夫                           |
| 平成18年<br>10月13日 | 桑名市野田1丁目7 - 1                | 愛知県稲沢市天池五反田町1<br>株式会社サークルKサンクス<br>代表取締役 土 方 清    |

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

平成18年度三重県地球温暖化対策計画書制度に関する管理者講習会開催に係る業務委託

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 委託期間

契約締結の日から平成19年3月16日（金）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所

#### 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

#### 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年11月9日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6

月以内に発行したものです。) の写し

- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。) の写し

#### 4 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性  
電話 059-224-2772

##### (2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成18年10月31日(火)から同年11月9日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

##### (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年11月16日(木) 午前11時00分  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県庁 1 階 第106会議室

##### (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
場所 (3)に同じです。

##### (5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

##### イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

##### ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

##### オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

##### カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

#### 5 その他

##### (1) 契約書作成の要否

要

##### (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

##### (3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
三重県災害対策本部活動マニュアル（総合編）作成業務
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成19年3月28日（水）までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県防災危機管理部防災対策室

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 過去3年の間に国又は都道府県の災害対策本部活動マニュアル若しくは防災計画等の作成業務に従事した者を有すること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年11月13日（月）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 過去3年の間に国又は都道府県の災害対策本部活動マニュアル若しくは防災計画等の作成業務に従事した者を有することを示す証明書

## 4 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 宮城  
電話 059-224-2772

## (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年10月31日（火）から同年11月10日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

## (3) 入札説明会の日時及び場所

入札参加希望者は、次のいずれかの説明会に参加してください。

## 第1回入札説明会

日時 平成18年11月10日（金）午前10時  
場所 三重県津市栄町1丁目891番地  
吉田山会館 3階 第306会議室

## 第2回入札説明会

日時 平成18年11月10日（金）午後3時  
場所 三重県津市栄町1丁目891番地

## 吉田山会館 3 階 第306会議室

## (4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年11月20日 (月) 午前11時30分

場所 三重県津市栄町 1 丁目891番地

吉田山会館 2 階 第204会議室

## (5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

## (6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

## イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

## ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の 5 以上の額とします。ただし、規則第70条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 5 その他

## (1) 契約書作成の要否

要

## (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

## (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三重県警察本部長 大 庭 靖 彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

モバイルパソコン 9 式（調整費等一式を含みます。）

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 納入期限

平成18年12月25日 (月) までとします。

## (4) 納入場所

三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年11月10日（金）午後3時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能及び定価証明書
- (5) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- (6) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

## 4 入札手続等に関する事項

### (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 川端

電話 059-222-0110（内線）2266

### (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成18年10月31日（火）から同年11月9日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。

### (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成18年11月17日（金）午前10時

場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

### (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

### (5) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

### イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

|                 |                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 物品等の名称及び数量    | 抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル製剤75mg）<br>タミフルカプセル75 100カプセル（PTP）備蓄用<br>100カプセル包装品 7100ケース（71万カプセル） |
| 2 担 当 部 局       | 三重県津市広明町13番地<br>三重県健康福祉部健康危機管理室                                                              |
| 3 契約の相手方を決定した日  | 平成18年10月19日                                                                                  |
| 4 契 約 の 相 手 方   | 東京都北区浮間五丁目5番1号<br>中外製薬株式会社 営業本部長 小宮山 和則                                                      |
| 5 契 約 金 額       | 160,878,900円（うち消費税及び地方消費税7,660,900円）                                                         |
| 6 決 定 手 続       | 随意契約                                                                                         |
| 7 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当                                     |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

|               |                                          |
|---------------|------------------------------------------|
| 1 物品等の名称及び数量  | 鈴鹿スポーツガーデン競技用器具等<br>移動式バスケットゴール 2 対他49品目 |
| 2 担 当 部 局     | 三重県津市広明町13番地<br>三重県出納局出納総務室              |
| 3 落 札 者 決 定 日 | 平成18年10月19日                              |
| 4 落 札 者       | 三重県鈴鹿市白子駅前21番8号<br>ナガノスポーツ店 長野久三         |
| 5 落 札 金 額     | 37,083,165円（うち消費税及び地方消費税1,765,865円）      |

- 6 決定手続 一般競争入札  
7 入札公告日 平成18年9月1日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成18年10月31日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 物品等の名称及び数量 防災啓発車 1台  
2 担当部局 三重県津市広明町13番地  
出納局 出納総務室  
3 落札者決定日 平成18年10月19日  
4 落札者 京都府京都市伏見区北寝小屋町15番地  
株式会社京都科学 代表取締役 片山 保  
5 落札金額 36,749,433円（うち消費税及び地方消費税1,749,451円）  
6 決定手続 一般競争入札  
7 入札公告日 平成18年9月1日

## お知らせ

携帯端末を活用した緊急連絡一斉同報配信システム業務の委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成18年10月日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 公募対象事業
- (1) 名称  
携帯端末を活用した緊急連絡一斉同報配信システム業務
- (2) 事業の概要  
携帯端末を活用した緊急連絡一斉同報配信システムの構築
- 2 参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たした者とします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案時点で三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録の届け出をし、県内に本支店、営業所又は事務所を有している者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税において未納がない者であること。
- 3 最優秀提案者決定の評価基準
- (1) 提案内容
- (2) 経済性
- 4 スケジュール
- (1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査  
企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。
- ア 様式及び内容 企画提案参加仕様書のとおり
- イ 提出期限 平成18年11月6日（月）午後1時まで
- ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地  
三重県防災危機管理部防災対策室
- エ 提出方法 ウの場所に持参又は郵送してください。  
ただし、郵送による場合は平成18年11月6日（月）午後1時必着とします。
- (2) 企画提案書の提出  
次のとおり提出してください。

- ア 様式及び内容 企画提案参加仕様書のとおり  
イ 提出期限 平成18年11月16日（木）午後 1 時まで  
ウ 提出場所 (1)のウに同じです。  
エ 提出方法 ウの場所に持参又は郵送してください。  
ただし、郵送による場合は平成18年11月16日（木）午後 1 時必着とします。

(3) 企画提案書の審査

提出された企画提案書について書類審査及びプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの日時は、企画提案書の提出があった者に対して後日通知します。審査の結果については、各提案者に後日通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀企画提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

5 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。  
(2) 予算の規模  
本業務の参考業務規模は13,000千円以内（税込み）を想定しています。  
(3) 契約書作成の要否  
要  
(4) 企画提案に必要な費用については、各提案者の負担とします。  
(5) 提出された企画提案書は、返還しません。  
(6) 本件調達に関する質疑応答については、書面で行うものとします。  
(7) 提出された資料については、特別な事情がない限り再提出は認めません。

6 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県防災危機管理部防災対策室 担当 中嶋、羽田  
電話 059-224-2189

三重ブランド情報発信事業の契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成18年10月31日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 対象事業

- (1) 名称  
三重ブランド情報発信事業  
(2) 事業の概要

三重県では、全国に通用する高い商品力があり、三重県に対するイメージの向上につながる県産品及びその生産又は製造を行う事業者等を「三重ブランド」として認定し、情報発信することにより、三重県のイメージアップ、県産品全体の評価向上、観光誘客促進等につなげています。

今回、三重ブランド認定品とそのコンセプトである「自然を生かす技術（人と自然の力）」について、平成17年度に認定された「伊勢茶」及び「南紀みかん」の2事業者の取組を中心に、主として県内に広くPRするため情報誌を通じた情報発信を行います。

(3) 事業予算

1,500千円以内（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 参加資格に関する事項

共同企業体（自主結成とします。）又は単独企業による企画提案コンペとし、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。  
(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 連絡調整者を 2 名以上配置することができること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

企画提案の企画性、訴求性、対象性及び当該業務の実施体制等

4 仕様書の交付

企画提案に参加を希望する者は、仕様書を交付しますので、電話で担当へ連絡の上、11月10日（金）午後 4 時までに担当部局まで取りに来てください。同時に仕様書の内容について説明します。（担当者が不在の場合がありますので、必ず事前に連絡してください。）

5 仕様書交付後のスケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書にて通知します。

ア 様式及び内容 仕様書の説明時に交付する指定のものとしします。

イ 提出期限 平成18年11月17日（金） 午後 5 時

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県農水商工部マーケティング室

(2) 提案書の提出

次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容 仕様書で指定のものとしします。

イ 提出期限 平成18年11月24日（金） 午後 5 時

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地  
三重県農水商工部マーケティング室

(3) 企画提案書の審査

提出された企画提案書の適否評価を行い、最優秀企画提案を選定し、平成18年12月上旬にその結果を各提案者に対し文書で通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

6 その他

(1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(3) 提出のあった各提案書については返還しません。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農水商工部マーケティング室 担当 内田、山本

電 話 059-224-2391

ファクシミリ 059-224-2558

E-mail chisanm@pref.mie.jp

毎 週 火、金 曜 日 発 行

購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）

1 箇 月 3,000円

1 箇 年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成18年10月31日発行

津市広明町13番地

三 重 県  
印刷・販売 株式会社伊勢出版

〒514-0815 津市藤方亀の越977

TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431